山口県

資料１

「山口県県民活動促進基本計画」の改定について

令和８年１１月
山口県環境生活部県民生活課

(C) Yamaguchi Pref.

1　計画改定の趣旨

山口県

今年度末で計画期間が終了する「山口県県民活動促進基本計画（第４次改定版）」について、人口減少や地域課題の複雑化など県民活動を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行うとともに、若者をはじめとする次世代の担い手の確保・育成や多様な主体との協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組の充実を図るもの

計画の位置付け

山口県県民活動促進条例に基づく県民活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するもの

計画期間

令和８年度から令和12年度までの５年間

参考：計画改定のスケジュール

令和８年11月　県民活動審議会（素案審議）
12月　県議会環境福祉委員会（素案報告）
パブリックコメント
令和９年　2月　県民活動審議会（最終案審議）
3月　県議会環境福祉委員会（最終案報告）　→　改定・公表

(C) Yamaguchi Pref.

2　本計画に盛り込む県民活動の新たな視点

山口県

これからのモデル　**地域・社会の課題を起点に、多様な主体がつながり、強みを生かして課題解決へ**

❶ 地域・社会の課題を起点に

- 地域コミュニティの希薄化
- 高齢者の孤立・生活支援
- 子どもの居場所・貧困
- 外国人の孤立・地域との接点不足
- 自然環境の悪化　　など



❷ 課題に応じて、必要な主体をつなぐ

それぞれの強みを持ち寄り、最適なメンバーを組み合わせる



知識・技術　人材　資金　情報・ネットワーク　場所・備品

❸ 協働による取組・プロジェクトの実施

対話や役割分担等を通じて、協働で取組を進める



それぞれの強みを生かし、相乗効果を生み出す

❹ 地域・社会の課題解決・改善へ！

持続可能で、誰もが安心して暮らせる地域・社会の実現へ



新たなつながりや取組が次の課題解決や地域の力に！

＜県の役割＞

❶ 活動に参加する人を増やす

～きっかけと出会いをつくる～



魅力発信　参加のきっかけづくり　マッチング支援

多くの県民が、関われるようにする

❷ 活動する団体を支える

～続けられる力を強くする～



人材支援　資金調達支援　ノウハウ・情報支援

団体が、安定して力を発揮できるようにする

❸ つなぎ、協働を生み出す

～課題解決に向けて動かす～



課題と主体をつなぐ　プロジェクトづくりを支援　実施・伴走支援

多様な主体が力を合わせ、課題解決を実現する

(C) Yamaguchi Pref.

3　施策の体系

山口県

基本目標

誰もが地域と関わり続け、多様な主体の力で創る「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

基本方針	具体的な施策
1　県民活動への参加の促進	(1) 県民活動の魅力発信と参加促進 (2) ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築 (3) 「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化 (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進 (5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進
2　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり	(1) 県民活動支援センターの機能強化 (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進 (3) 中間支援団体の育成と連携 (4) 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進 (5) プロボノの持続的な活用の推進 (6) 資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援 (7) 県民活動団体のデジタル化の推進
3　県民活動団体と多様な主体との協働の推進	(1) 地域・社会の課題を起点とした協働の創出 (2) 県との協働推進 (3) 市町との協働推進 (4) 事業者（企業）との協働推進 (5) 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲）

※ 朱書き部分は骨子案からの変更箇所です。

(C) Yamaguchi Pref.

4　骨子案からの変更

山口県

●基本目標の変更

誰もが地域と関わり続け、地域の力で創る「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

↓

誰もが地域と関わり続け、**多様な主体の力**で創る「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

理　由：多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携・協働による地域づくりを一層推進することを明確にするため

●基本方針１の変更

誰もが関わり続け、活躍できる県民活動の促進

↓

県民活動への参加の促進

理　由：県民活動への理解が一定程度進んでいることを踏まえ、理解から実際の参加・行動へとつなげる方針をより明確化するため、現行の「理解と参加の促進」から変更するもの

●基本方針３
取組の変更

(1)「協働ファシリテーター」による連携強化
(6)協働によるネットワーク化の推進

↓

(1) 地域・社会の課題を起点とした協働の創出

理　由：多様な主体の連携やネットワーク化にとどまらず、地域・社会の課題解決を起点とした協働を一層推進することを明確化するため

(C) Yamaguchi Pref.

5　施策の展開①

基本方針１　県民活動への参加の促進

人 材 づくり

参加のきっかけと機会を広げ、幅広い世代や事業者（企業）等が、それぞれの状況や強みを生かして県民活動に参加できる環境を整える

(1) 県民活動の魅力発信と参加促進
- 拡 SNSやイベント、ボランティア体験会等を活用した県民活動の魅力発信と参加機会の充実

(2) 新 ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築
- 小・中学生、高校・大学生等、現役世代、シニア世代など、世代や生活環境に応じた参加を促進
- プロボノや副業・兼業等を通じ、知識・経験・専門性を生かした参加機会を創出

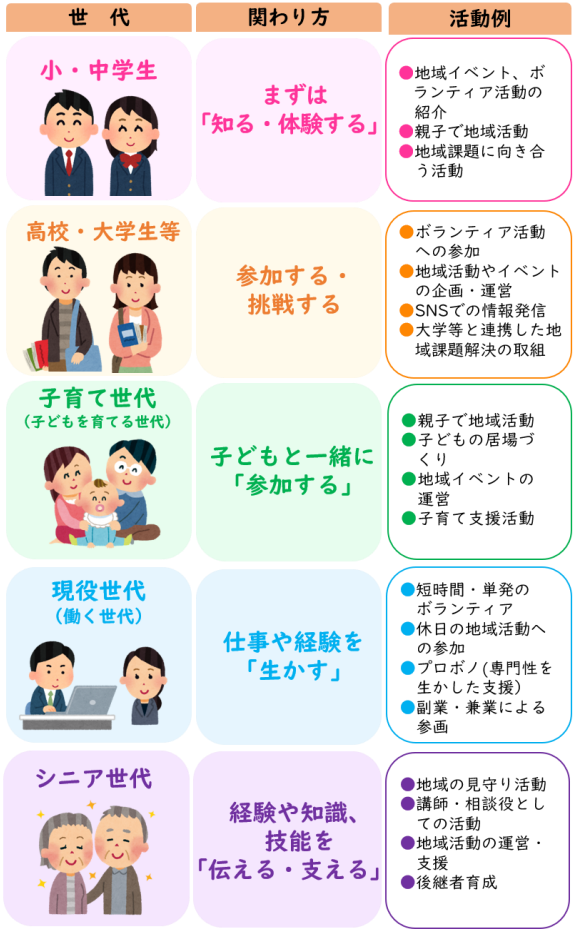
(3)「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

(5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

評価指標（名称）	現状値（R7）	目標値（R12）
県民活動団体数	2,606団体	現状水準を維持する
新 県民活動へ参加した県民の割合(全体)	**44.8%**	**増加させる**
「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数	1,690人 (R4～R7)	2,100人 (R8～R12)

≪ 県民活動参加モデル ≫



(C) Yamaguchi Pref.

5　施策の展開②

山口県

基本方針２　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり　団体支援

人材・組織・資金・デジタルなど多方面から団体を支援し、持続的に活動できる基盤を強化する。

(1)　県民活動支援センターの機能強化

(2)　市町民活動支援センターとの連携と設置促進

(3)　中間支援団体の育成と連携

・拡 中間支援機能とネットワークの構築の強化

(4)　新 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進

・大学等と連携したプロジェクト等を通じ、若者、県民活動団体、事業所（企業）等が地域課題に取り組む機会を創出

(5)　プロボノの持続的な活用の推進

・拡 県内人材の確保による継続的に活用できる仕組みの充実

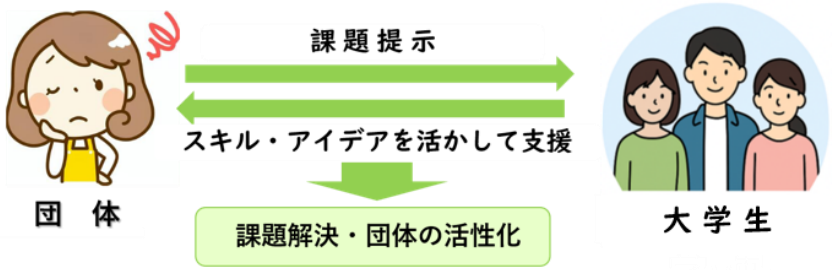
(6)　資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援

・拡 資金調達に関する企画立案、実施、発信までの一連のプロセスに対する支援強化

(7)　県民活動団体のデジタル化の推進

評価指標（名称）	現状値（R7）	目標値（R12）
新 会員数が増えた団体の割合	12.8％	増加させる
地域の支援センターの設置市町数	14市町	19市町
認定ＮＰＯ法人数	11法人	16法人

≪地域課題解決活動（プロジェクトチーム）≫



課題設定・学生募集 → マッチング → 課題解決 → 成果報告会

【山口県立大学 × NPO法人やまぐちレーテ子育て Bambini】



ミーティング
（課題：子どもが主体となって行う取組の企画）



活動の様子
（子ども達との会議）

(C) Yamag

5　施策の展開③

基本方針３　県民活動団体と多様な主体との協働の推進

協働・共創

地域・社会の課題を起点に、県民活動団体、県民、企業、大学、行政等をつなぎ、それぞれの強みを生かした協働による課題解決を進める。

(1)新 地域・社会の課題を起点とした協働の創出
- 協働ファシリテーターが地域・社会の課題やニーズを把握・見える化し、課題に応じた多様な主体・資源のマッチングやネットワーク形成を通じて、協働による課題解決を促進

(2) 県との協働推進
- 新 県職員への県民活動や県民活動団体に対する理解の促進

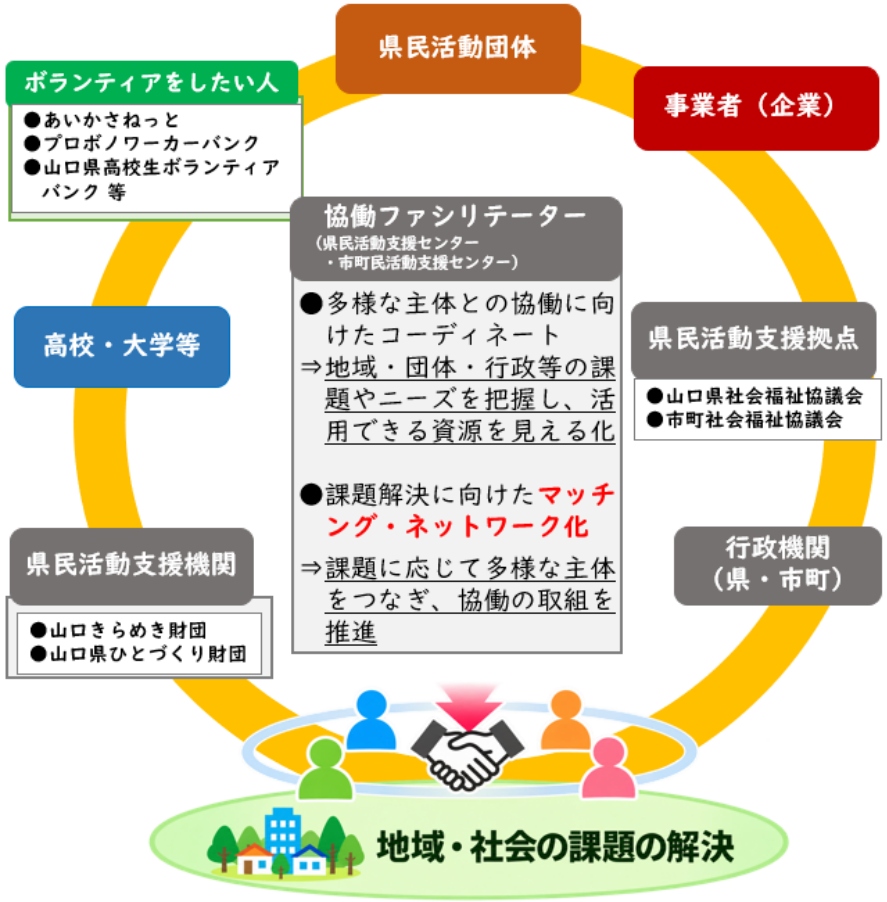
(3) 市町との協働推進

(4) 事業者（企業）との協働推進

(5) 新 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲）

評価指標（名称）	現状値（R7）	目標値（R12）
新 若年層が中心となるプロジェクト数	－	25プロジェクト (R8～R12)
新 企業・大学等の多様な主体とのマッチング件数	－	100件 (R8～R12)
「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数（再掲）	1,690人 (R4～R7)	2,100人 (R8～R12)

≪「協働ファシリテーター」を核とした協働の創出≫



(C) Yamaguchi Pref.

山口県県民活動促進基本計画（第５次改定版：素案）の概要

資料２

第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画策定の趣旨

今年度末で計画期間が終了する、現行の第４次計画について、人口減少や地域課題の複雑化など県民活動を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行うとともに、若者をはじめとする次世代の担い手の確保・育成や多様な主体との協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組の充実を図るもの

２　計画の位置づけ

山口県県民活動促進条例に基づく県民活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するもの

３　計画の期間

2026（令和８年度）年度から 2030（令和 12 年度）年度までの５年間

４　県民活動を巡る情勢の変化

コロナ禍を経た社会環境や価値観の変化、担い手不足の深刻化、多様な主体との協働による課題解決の重要性の高まりなど

第２章　県民活動の定義と役割等

１　県民活動の定義

コミュニティ活動、ボランティア活動、ＮＰＯ活動

２　県民活動の役割

社会参加の機会提供、地域社会の活性化、公共的サービスの提供、地域・社会の課題への対応

３　県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が地域・社会の課題解決に取り組む際、多様な主体（県民、事業者(企業)、高校・大学等、行政、支援拠点、支援機関等）と連携・協働することが重要

第３章　県民活動の現状と課題

１　課題等を踏まえた計画改定の視点

現状と課題	取組の方向性
・県民活動への参加者が減少（若年層は増加しているが、50代以上を中心に減少）	・全世代に向けた県民活動への継続的な参加の促進
・後継者不足や資金不足などにより活動の持続性が懸念	・若者を中心とした、次世代の担い手の確保・育成 ・持続可能な活動基盤、ネットワークの強化
・多様な主体との協働が十分に進んでいない	・多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働の推進

新２　本計画に盛り込む県民活動の新たな視点

人口減少・高齢化等を踏まえ、活動や団体を増やす視点に加え、地域・社会の課題を起点に、多様な主体がつながり、それぞれの強みを生かして協働し、課題解決に取り組む

第４章　施策の展開

■　基本目標

誰もが地域と関わり続け、多様な主体の力で創る
「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

１　県民活動への参加の促進　【人材づくり】

(1) 県民活動の魅力発信と参加促進

・拡ＳＮＳやイベント、ボランティア体験会等を活用した県民活動の魅力発信と参加機会の充実

(2) 新ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築

・小・中学生、高校・大学生等、現役世代、シニア世代など、世代や生活環境に応じた参加を促進

・プロボノや副業・兼業等を通じ、知識・経験・専門性を生かした参加機会を創出

(3)「あいかさねっと」を活用したﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等のﾏｯﾁﾝｸﾞ強化

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

(5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

２　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり　【団体支援】

(1) 県民活動支援センターの機能強化

(2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進

(3) 中間支援団体の育成と連携

・拡中間支援機能とネットワークの構築の強化

(4) 新若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進

・大学等と連携したプロジェクト等を通じ、若者、県民活動団体、事業所（企業）等が地域課題に取り組む機会を創出

(5) プロボノの持続的な活用の推進

・拡県内人材の確保による継続的に活用できる仕組の充実

(6) 資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援

・拡資金調達に関する企画立案、実施、発信までの一連のプロセスに対する支援強化

(7) 県民活動団体のデジタル化の推進

３　県民活動団体と多様な主体との協働の推進　【協働・共創】

(1) 新地域・社会の課題を起点とした協働の創出

・協働ファシリテーターが地域・社会の課題やニーズを把握・見える化し、課題に応じた多様な主体・資源のマッチングやネットワーク形成を通じて、協働による課題解決を促進

(2) 県との協働推進

・新県職員への県民活動や県民活動団体に対する理解の促進

(3) 市町との協働推進

(4) 事業者（企業）との協働推進

(5) 新若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲）

〔評価指標〕

１　県民活動団体数 【2,606 団体(R7) → 現状水準を維持する(R12)】	施策１
新 ２　県民活動へ参加した県民の割合（全体） 【44.8%（R7）→ 増加させる（R12)】	施策１
３　「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数 【1,690 人（R4～R7）→ 2,100 人（R8～R12)】	施策１・３
新 ４　会員数が増えた団体の割合 【12.8%（R7）→ 増加させる（R12)】	施策２
５　地域の支援センターの設置市町数 【14 市町（R7）→ 19 市町（R12)】	施策２
６　認定・特例認定ＮＰＯ法人数 【11 法人（R7）→ 16 法人（R12)】	施策２
新 ７　若年層が中心となるプロジェクト数 【 ― → 25 プロジェクト（R8～R12)】	施策３
新 ８　企業・大学等の多様な主体とのマッチング件数 【 ― → 100 件（R8～R12)】	施策３

第５章　計画の推進

１　推進体制

関係部局や市町、県民活動支援機関等と緊密な連携による計画の推進

２　進行管理

毎年度、県民活動白書を作成し公表、社会情勢の変化等を踏まえ計画全体の内容を点検し、内容の見直しを実施

資料３

山口県県民活動促進基本計画

第５次改定版

（素案）

2026（令和８）年 11 月

山　口　県

目　　次

頁

第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画策定の経緯 …… 1
２　計画の位置づけ …… 1
３　計画の期間 …… 1
４　県民活動を巡る情勢の変化 …… 1

第２章　県民活動の定義と役割等

１　県民活動の定義 …… 2
(1) 県民活動とは
(2) 県民活動団体とは

２　県民活動の役割 …… 4
(1) 社会参加の機会提供
(2) 地域社会の活性化
(3) 公共的サービスの提供
(4) 地域・社会の課題解決への対応

３　県民活動団体と各主体に期待される役割 …… 5

第３章　県民活動の現状と課題

１　県民活動への参加状況と課題 …… 8
２　県民活動団体の状況と課題 …… 9
３　県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題 …… 12
４　計画改定の視点 …… 16

第４章　施策の展開

■　基本目標・基本方針 …… 18
１　県民活動への参加の促進 …… 19
(1) 県民活動の魅力発信と参加促進
(2) ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築
(3) 「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化
(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
(5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

２　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり　…… 27
(1) 県民活動支援センターの機能強化
(2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進
(3) 中間支援団体の育成と連携
(4) 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進
(5) プロボノの持続的な活用の推進
(6) 資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援
(7) 県民活動団体のデジタル化の推進

３　県民活動団体と多様な主体との協働の推進　…… 38
(1) 地域・社会の課題を起点とした協働の創出
(2) 県との協働推進
(3) 市町との協働推進
(4) 事業者（企業）との協働推進
(5) 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進〔再掲〕

第５章　計画の推進

１　推進体制　…… 42
２　進行管理　…… 42

参考資料

■　用語解説（右肩に「※」印を記した語句の解説）　…… 44
■　山口県県民活動促進条例　…… 48
■　山口県県民活動支援センター条例　…… 51

≪コラム≫

○　みんなで「県民活動」をしよう！　…… 3
○　「協働」して、地域・社会課題を解決しよう！　…… 14
○　ライフステージに応じた県民活動への参加モデル　…… 21
○　「あいかさねっと」に会員登録して、
　　ボランティアに参加しよう!、ボランティアを募集しよう！　…… 23
○　「やまぐち県民活動支援センター・山口県県民活動スーパーネット」を活用しよう！　… 28
○　～地域課題解決プロジェクトチーム～
　　学生と県民活動団体が連携して、地域・社会課題解決に挑戦！　…… 31
○　「プロボノ」をしよう！　…… 33
○　認定ＮＰＯ法人制度を知っていますか？　…… 37

第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画策定の経緯

○　1998（平成 10）年 12 月の特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の施行を契機に、ＮＰＯ法人が設立されるようになり、1999（平成 11）年 10 月に「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、県民活動の支援に取り組んできました。

○　また、2001（平成 13）年に開催した「山口きらら博」では、５万人を超える県民ボランティアの協力により、県民の自主的な活動が大会運営を支え、県民活動の重要性や可能性が広く認識されました。

○　こうした成果を新たな県づくりにつなげるため、2002（平成 14）年に全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立し、2003（平成 15）年３月には条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、その後、計画の改定を重ねながら県民活動に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

○　今回の第５次改定版では、人口減少や地域課題の複雑化・多様化など、県民活動を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行うとともに、若者をはじめとする次世代の担い手の確保・育成や多様な主体との協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組の充実を図るため改定するものです。

２　計画の位置づけ

条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

３　計画の期間

2026（令和８）年度から 2030（令和 12）年度までの５年間とします。

４　県民活動を巡る情勢の変化

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型活動の停滞や活動機会の減少が生じた一方、オンラインを活用した活動や多様な参加形態が広がるなど、価値観や県民活動のあり方にも変化が見られました。また、地域課題の複雑化・多様化に伴い、災害支援や孤独・孤立対策、地域福祉などの分野において、県民活動への期待が高まっています。

○　若年層を中心に社会貢献や地域とのつながりへの関心が高まっているものの、継続的な参加や活動の担い手としての参画には十分につながっていません。また、県民活動団体では、担い手不足や高齢化、活動資金の不足など、活動の継続性の確保が課題となる中で、プロボノ※の活用や大学等との連携など、多様な主体との協働による地域や社会の課題解決に向けた取組の重要性が高まり、県民活動のあり方にも変化が生じています。

第２章　県民活動の定義と役割等

１　県民活動の定義

（１）県民活動とは

○　県民活動とは、営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動です。具体的には次表のように捉えることとします。

○　計画においては、県民活動団体による活動だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

県民活動の種類	特　徴　等
コミュニティ活動	一定の地縁に基づき、住民が地域社会の維持及び形成を図る組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動 （寄附もボランティア活動に含まれます。）
Ｎ　Ｐ　Ｏ　活　動	ＮＰＯ法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 （ＮＰＯは、Non-Profit Organization の略です。）

（２）県民活動団体とは

○　県民活動団体とは、団体としてのルールを定め、一過性ではなく、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次のいずれにも該当する団体」と定義します。

- **宗教活動・政治活動を主たる目的としない活動であること**
- **選挙活動を目的としない活動であること**
- **営利を目的としない活動であること（利益を分配しないこと）**

○　条例で規定する県民活動団体には、数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで、様々な形態を想定していますが、この計画においては、ＮＰＯ法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。

※　コミュニティ活動を行う団体については、主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはなりません。

○　公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等については、その活動内容によって県民活動団体となり得ますが、計画においては、これらの法人等が、「県民活動支援機関」としての役割を担うことも想定しています。

みんなで「県民活動」をしよう！

「県民活動」ってなに？

県民活動は、地域や社会をより良くするために、県民のみなさんが自主的・主体的に取り組む公益的な活動です。

わたしたちが直面する様々な課題を解決していく県民活動は、元気で住みよい地域社会をつくる大きな力となるものです。



見守り活動



清掃活動



こども食堂



福祉ボランティア



災害ボランティア



寄 附

どんな魅力があるの？

県民活動には、さまざまな関わり方があります。新しい人や地域とつながること、自分の興味・関心を活動につなげること、これまでの経験やスキルを生かすことなど、一人ひとりの「できること」や「やってみたいこと」から、地域や社会の課題解決に関わることができます。

どんな活動をしてるの？

現在、県内では、２千を超える県民活動団体が、まちづくりや子どもの健全育成、福祉、環境、防災など幅広い分野で個性あふれる活動を行っています。

県民活動は、みなさんの身近なところで行われています。
みなさんの一人ひとりの活動が、誰もが暮らしやすい社会につながります。
県民活動に参加して、同じ思いを持つ仲間と一緒に、自分のため、誰かのため、社会のために行動してみませんか？

２　県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

（１）社会参加の機会提供

○　県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、地域・社会の課題を自主的・主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会でもあります。

○　地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されるとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見いだしたり、自らの生きがいややりがいなどを実感したり、自己実現の場になることも期待されています。

（２）地域社会の活性化

○　地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この関係を生かした様々な形のネットワークが形成されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。

○　県民一人ひとりが、生活の中で感じた疑問や体験した困りごとの解決に向けて主体的に県民活動を行うことは、将来を担う子どもをはじめとした誰もが活躍できる活力ある社会の実現につながります。

（３）公共的サービスの提供

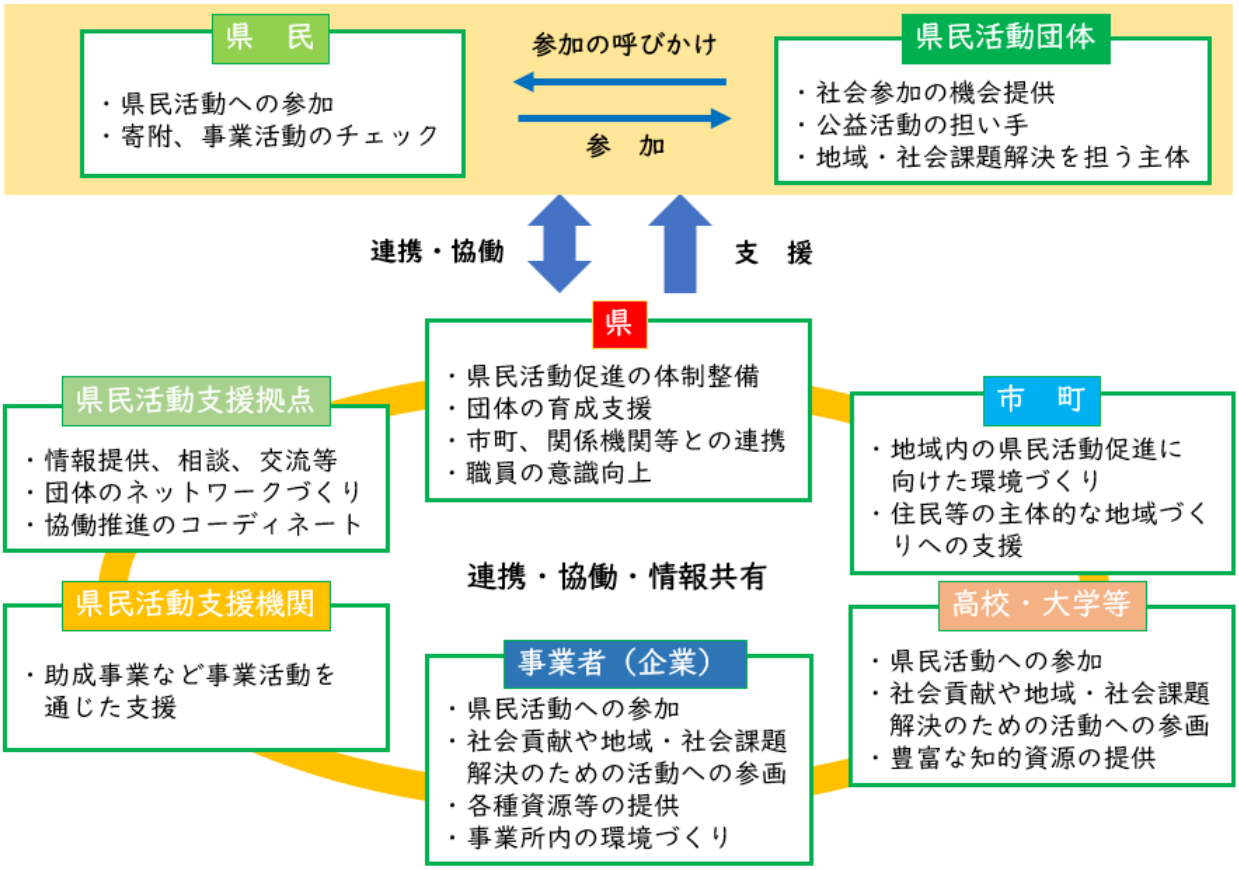
○　県民の価値観やライフスタイルが多様化する中、行政による画一的なサービスの提供や、営利を目的とする事業者（企業）のみでは、地域の特性や生活に根ざした多様なニーズにきめ細かく対応することには限界があります。県民活動は、地域住民に身近な立場から、こうした多様なニーズに応じた公共的なサービスを提供する役割を担っています。

（４）地域・社会の課題解決への対応

○　人口減少や高齢化等により地域・社会を支える担い手が減少する中、複雑化・多様化する課題に対しては、一つの主体だけで対応することが難しくなっています。県民活動は、地域に身近な立場から課題を捉え、県民活動団体が有する専門性や地域とのつながり等を生かしながら、県民、事業者（企業）、大学、行政等の多様な主体と連携・協働し、地域・社会の課題の解決・改善に取り組む役割が、これまで以上に期待されています。

3　県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が地域・社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する多様な主体と連携・協働することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。



県民

- 県民一人ひとりが、地域社会の主役として、地域・ 社会の現状や課題に関心を持ち、その解決に向けて自らが考えて行動
- 県民活動の意義や役割について理解を深め、それぞれのライフステージや専門性、経験などに応じて県民活動に積極的に参加
- 公益活動を行っている県民活動団体への寄附等による支援
- 県民活動団体の適正な事業活動についてチェック
- 県民活動審議会委員への参画やパブリックコメントへの意見提出により、行政の施策の策定に積極的に意見を発信

県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげ、社会参加の機会を提供
- 地域・社会課題の解決に向けて、専門性や機動性を生かした公益活動を展開
- 行政だけでは対応が難しい地域のニーズや課題に寄り添い、地域の実情に応じた活動を展開
- 事業者（企業）、大学等の多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かした取組を展開

事業者（企業）

- 本来の経済活動に加え、地域社会の一員として社会的責任（CSR※）により、社会貢献活動や地域・社会課題の解決のための活動に取り組むとともに、県民活動団体の活動を支援
- ワーク・ライフ・バランスの推進やボランティア休暇※制度の整備、従業員の専門性を生かしたプロボノ※などを通じて、従業員がボランティア活動等に参加しやすい環境を整え、県民活動への参加を促進
- 各種資源やノウハウを生かしながら、県民活動団体と協働し、地域・社会課題の解決に向けた取組を推進

事業者（企業）…計画では、事業者は企業や商業・農林水産業を営む者を意味するが、事業者の代表例である企業を併記し、「事業者（企業）」を使用。

高校・大学等

- 生徒・学生が県民活動への参加を通じて、地域や社会の課題について学び、実践する機会を創出
- 高校、大学、短期大学、高等専門学校等は、豊富な知的資源や人材を活用し、県民活動を自ら展開
- 県民活動団体や行政等と協働し、学術研究に基づく成果を生かして地域・社会課題の解決に向けた取組を推進

県

- 県民活動団体、事業者（企業）、高校・大学、市町等の多様な主体と連携し、県民活動を県全体で促進するための環境を整備
- 広域的な視点に立ち、県民活動への参加を促進するための普及啓発や団体の育成支援
- 県民活動団体や市町、市町民活動支援センター等が実施する県民活動の促進に向けた取組への協力
- 県民活動団体等との協働・共創※を推進し、多様な主体の強みを生かした地域・社会課題の解決に向けた取組や、効率的・効果的な行政サービスの提供
- 職員の県民活動への理解を一層深めるとともに、県民活動団体等との協働・共創に向けた意識の向上

市町

- 住民に最も身近な基礎自治体として、住みよい地域社会の構築に向けて、主体となって、地域内の県民活動を促進するための環境づくりを推進
- 県民活動団体や事業者（企業）等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組を推進

県民活動支援拠点

県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、情報収集・提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置など、主として県民が直接利用できる機能を有している。

【中核的な支援拠点：県民活動支援センター】

- 全県域を対象とする中核的な支援拠点として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施等の支援
- 施設を有効利用し、交流や情報交換の場として提供
- 県内の支援拠点の中心となり、市町民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援
- 県民活動団体、行政、高校・大学、事業者（企業）等の多様な主体をつなぎ、協働による地域・社会課題の解決をコーディネート

【地域の支援拠点：市町民活動支援センター等】

- 地域に密着し、団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に生かした活動ができるよう支援
- 団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応
- 地域の多様な主体をつなぎ、協働による地域・社会課題の解決をコーディネート

【社会福祉法人 山口県社会福祉協議会等】

- 福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 市町社会福祉協議会の相互連絡、事業調整等

【市町社会福祉協議会】

- 住民の福祉活動の輪づくり、仲間づくりなどの援助
- 社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携推進
- ボランティア情報の提供、ボランティア講座・研修会の開催
- ボランティア登録、ボランティア活動保険の窓口

県民活動支援機関

県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等であり、県民活動に関する助成事業など、主として事業を通じた支援を実施している。

【公益財団法人 山口きらめき財団（以下「山口きらめき財団」という。）】

- 県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、県民の県民活動への参加促進を図るための普及啓発等を実施

第３章　県民活動の現状と課題

１　県民活動への参加状況と課題

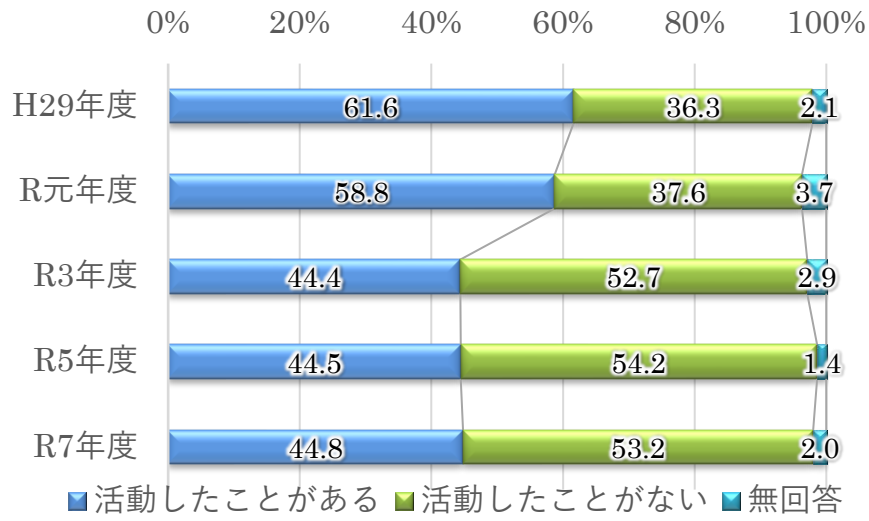
○　県民活動へ参加したことがある県民の割合（以下「県民活動への参加割合」という。）について、令和元年度以前は、概ね 60％を維持していましたが、３年度以降は 40％程度にとどまっています。新型コロナウイルス感染症の影響による活動機会の減少や、ライフスタイル･価値観の変化等を背景に､依然としてコロナ禍前の数値に戻っていません。

○　県民活動への参加割合を年代別に見ると、平成 29 年度以降全体的に減少傾向にあり、特に 40 代から 50 代で減少幅が大きくなっています。一方、近年では 20 代で増加傾向となっており、年代別の差は縮小されている状況とも言えます。

○　こうした状況を踏まえ、全世代に向けた県民活動への継続的な参加を促進する必要があります。

○　また、人口減少や高齢化等により、県民活動団体のみで地域・社会課題に対応することは難しくなっており、多様な主体との協働を前提とした活動への転換も求められています。

【全　体】



【年 代 別】

（単位 %）

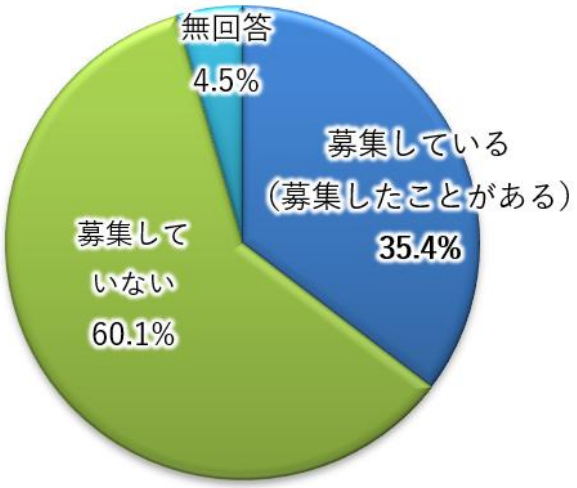
	R7 年度	R5 年度	R3 年度	R 元年度	H29 年度	(参考) R7-H29
20 代	44.3	40.4	36.0	48.1	48.2	-3.9
30 代	39.0	41.2	37.6	43.5	48.2	-9.2
40 代	45.3	43.0	44.9	57.9	66.0	-20.7
50 代	45.7	48.9	46.0	61.2	71.1	-25.4
60 代	47.9	45.4	44.5	64.3	63.6	-15.7
70 歳以上	44.2	43.5	48.1	58.9	60.6	-16.4

資料：県総合企画部「令和７年度県政世論調査」（県民活動へ参加した県民の割合）

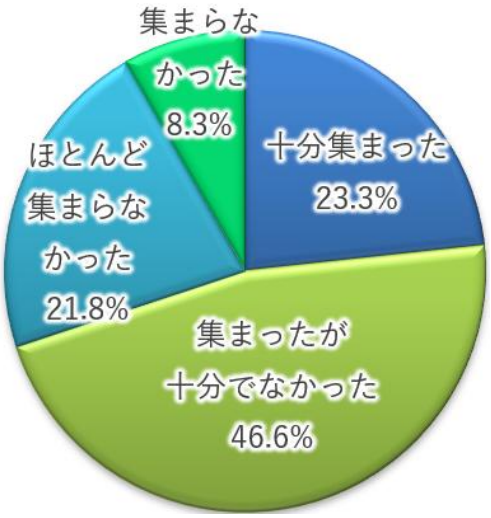
○　ボランティアを募集した結果、十分に集まった団体は約２割にとどまっており、ボランティアの需要は高くなっていますが、必要な人員を確保できていない状況にあります。

○　参加を促進するため、活動の魅力や募集情報を分かりやすく発信するなど、普及啓発や情報発信の強化を推進する必要があります。

【ボランティアの募集状況】



【ボランティアの募集結果】



資料：県環境生活部「県民活動団体の活動実態調査」　※以下同じ

２　県民活動団体の状況と課題

○　県民活動団体の課題として、「会員の高齢化」や「新規会員の獲得が困難」をはじめ、「会員や運営スタッフの不足」、「指導者やリーダーなどの人材不足」など、人材面での課題が多くを占めています。

○　団体の「中心的な活動メンバー」に占める 30 歳代以下の割合は、１割程度と低い一方、50 歳代以上の割合は、約８割と増加傾向にあります。

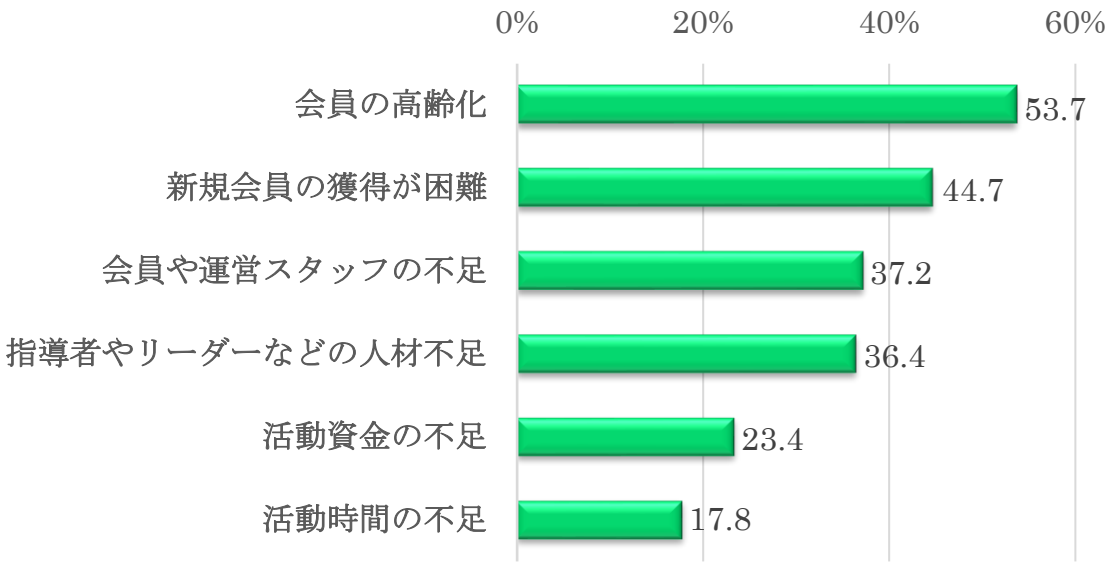
○　また、若年層の参加割合が３割以上を占める団体は１割程度にとどまっており、依然として団体の構成員に占める若年層の割合は低い状況にあります。

○　近年、若年層の県民活動への参加割合は増加傾向にあるものの、継続的な参加や中心的な活動メンバーとしての参画には十分につながっていません。一方で、中心的な活動メンバーは高年齢層に偏っており、担い手の高齢化が進んでいます。

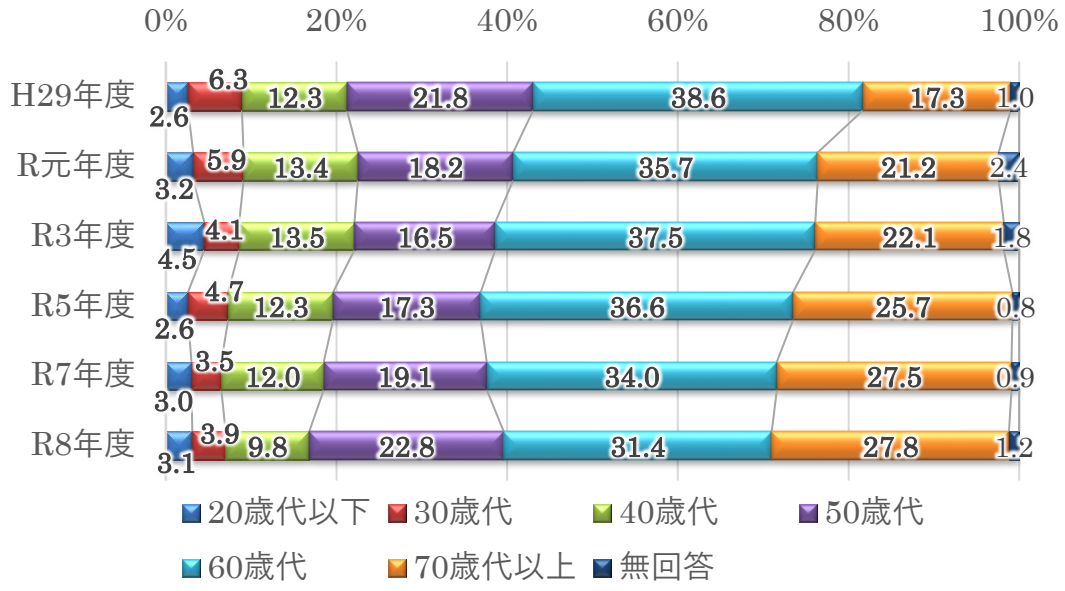
○　活動の継続性を確保するため、若者を中心とした次世代の担い手の確保・育成に向けた取組を推進する必要があります。

【活動を行う上での課題】

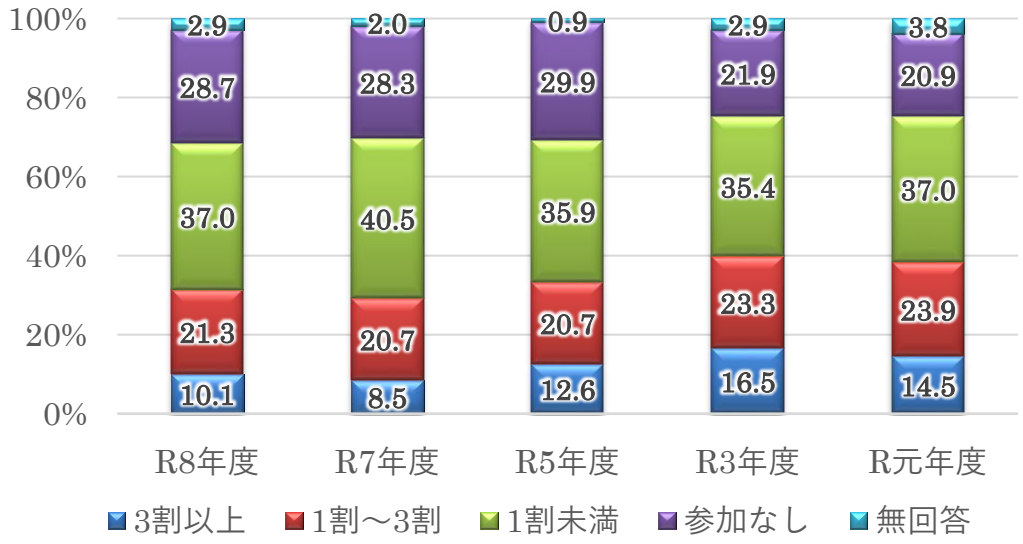
（複数回答）



【中心的な活動メンバーの年代】



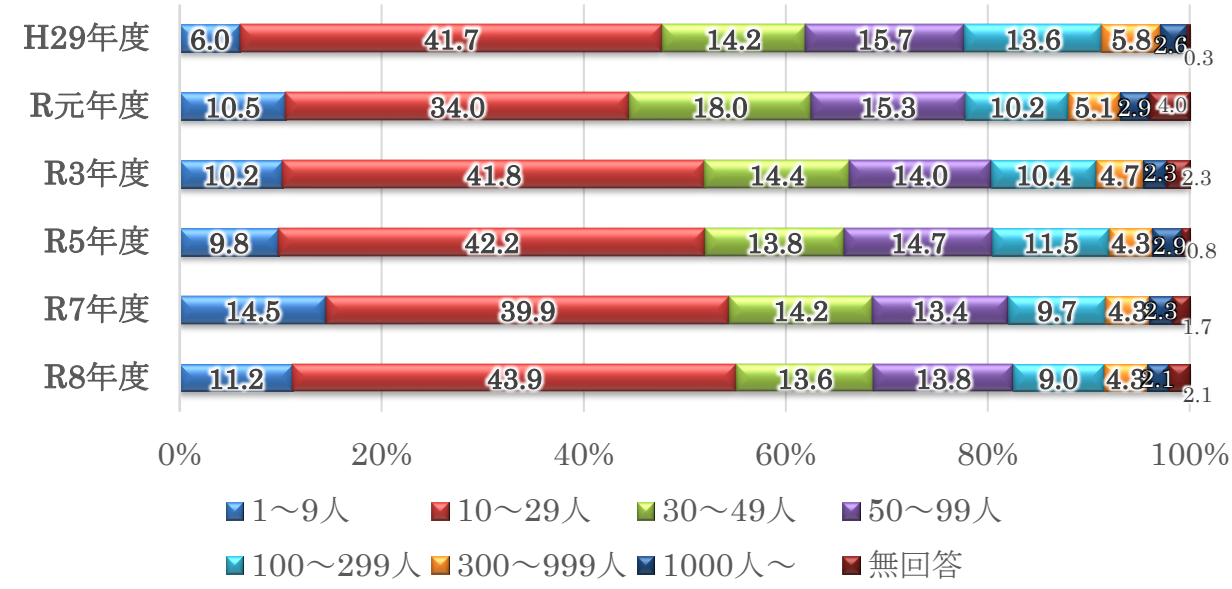
【活動メンバーの若年層の割合】



○　「活動資金の不足」の課題を２割の団体が抱えており、会員数「１～９人」の小規模団体の割合が増加し、「100 人以上」の団体の割合が減少しています。また、収入源として、会費収入が主要な財源となっており、個人からの寄附金や収益事業からの繰入金がある団体の割合はいずれも２割を下回っている状況にあります。

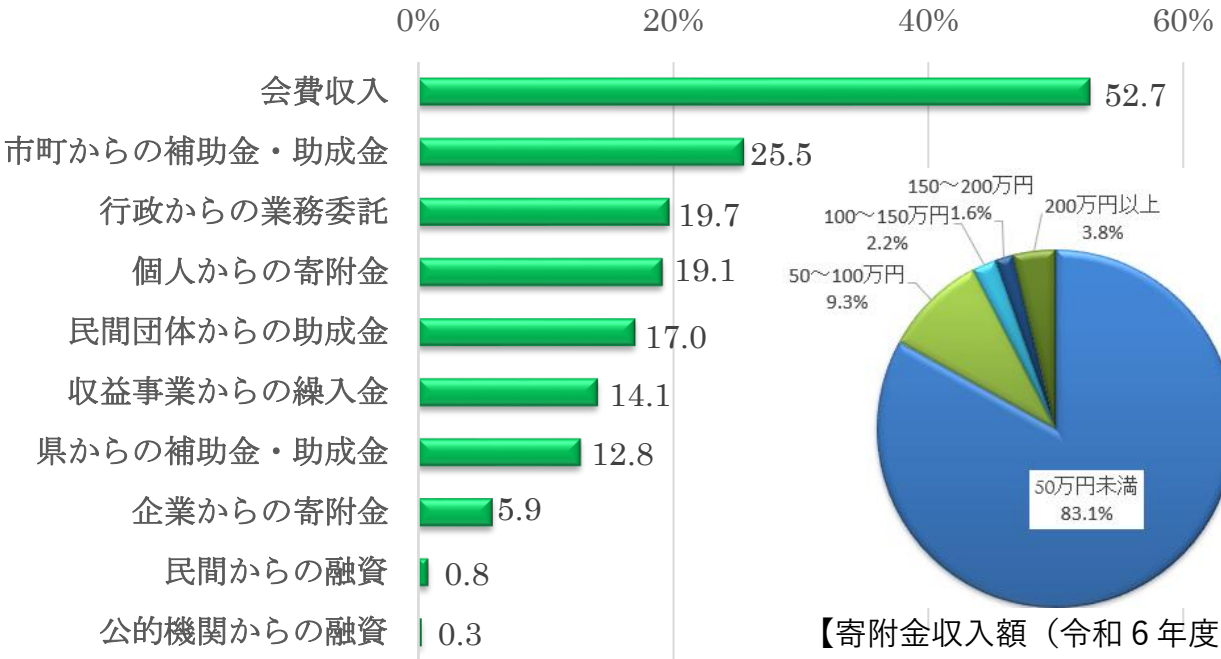
○　団体の小規模化により自主的な財源確保力が弱まる一方、寄附金や収益事業からの繰入金などによる財源の多様化も十分に進んでおらず、持続的・自立的な財政基盤の確立が深刻な課題となっていることから、組織力や資金調達力の向上など、持続可能な活動基盤・ネットワークの強化に向けた取組を推進する必要があります。

【会員数】



【主な収入源（令和６年度）】

（複数回答）

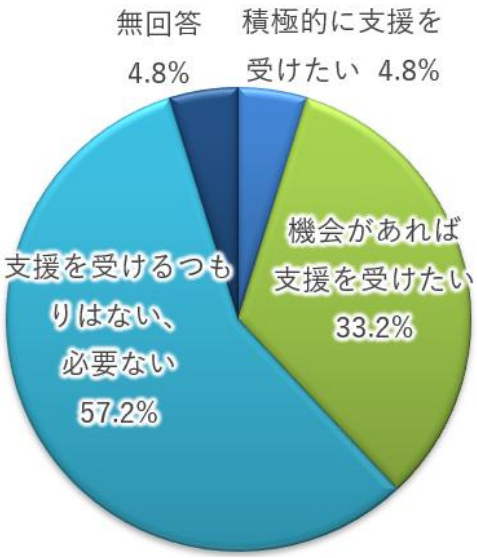


【寄附金収入額（令和６年度）】

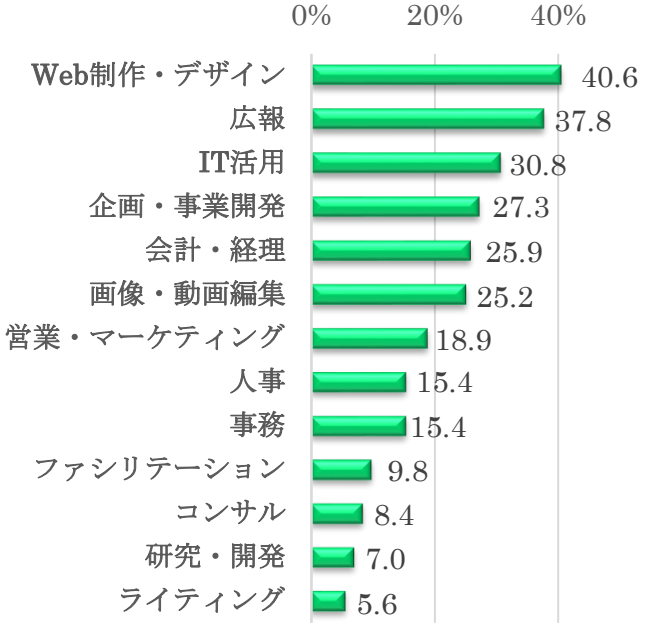
※寄附金収入ありと回答した団体のみ回答

○　プロボノワーカー※による支援を希望する団体は約４割を占め、デジタル分野の支援ニーズが高まっています。このため、プロボノ※の活用により団体の基盤強化に向けた取組を推進する必要があります。

【プロボノの活用意向】



【支援希望分野】　（複数回答）

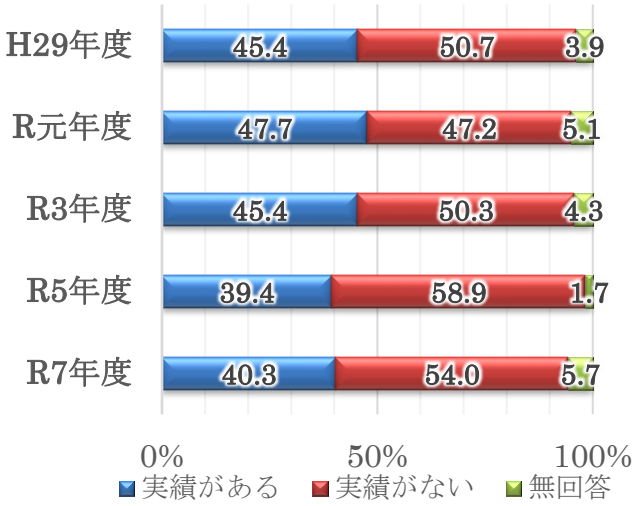


3　県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題

○　事業者（企業）や県、市町、大学等の多様な主体と協働したことがある団体の割合は４割程度で、大きな変化はありません。協働の相手方は行政が中心となっていますが、「多様な主体との協働への期待」として、「人材の確保・育成」、「資金の確保」、「情報発信の強化」などがあげられ、協働による効果への期待は大きい状況にあります。

○　地域や社会の課題解決に向け、多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働を推進する必要があります。

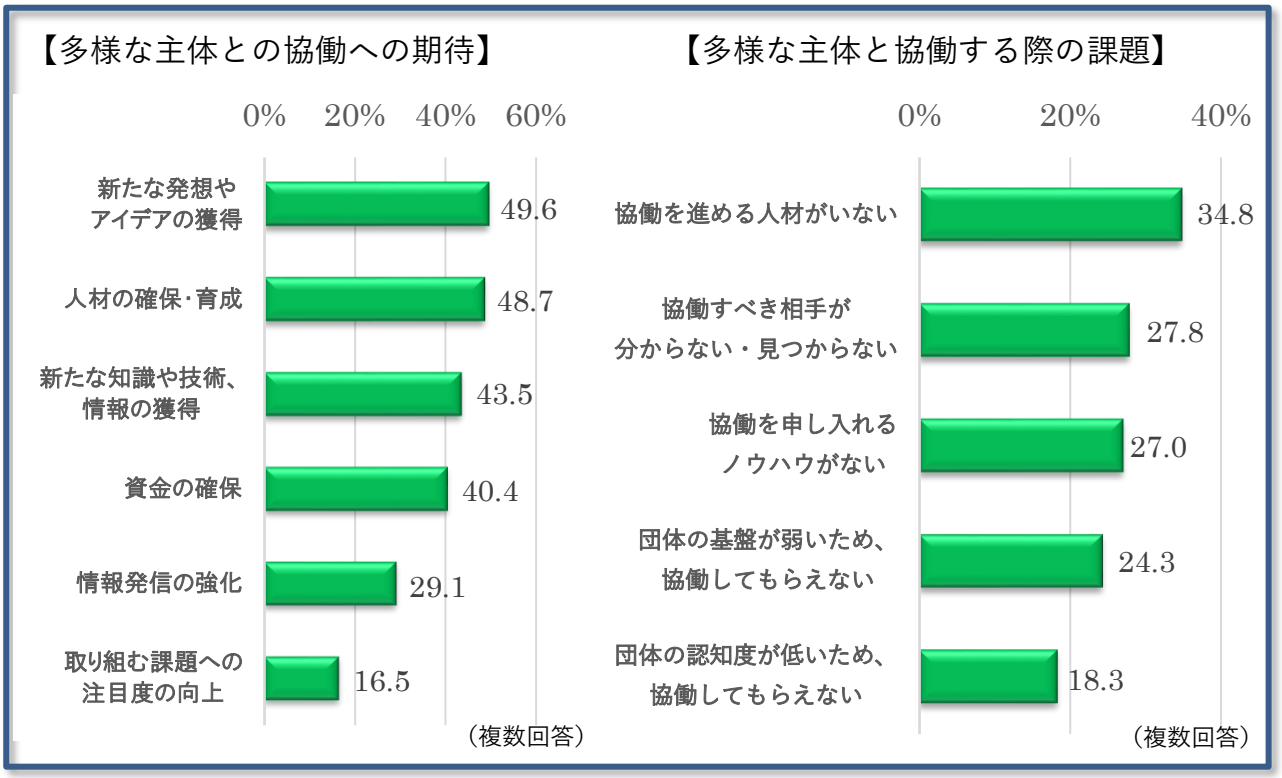
【多様な主体との協働の実績】



【協働の相手方】　（単位　%）

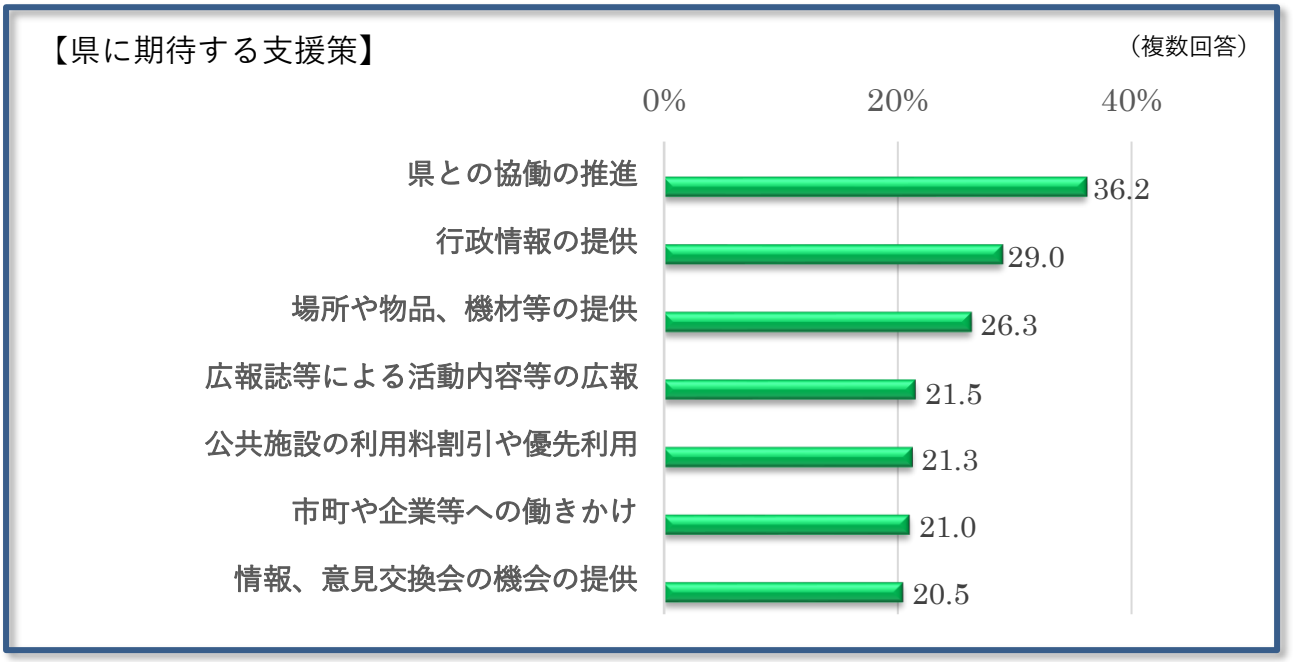
項　目	R7 年度
行政	65.6
大学等	42.3
他のNPO	37.3
企業	32.4
社会福祉協議会	24.6
自治会・町内会	22.5
財団法人・社団法人	21.8

（複数回答）



○　多様な主体と協働する際の課題として、「協働を進める人材がいない」が最も高く、また、県に期待する支援策では、協働の推進が最も高い状況となっています。今後、地域課題が複雑化・多様化する中で、行政、事業者（企業）、大学、団体など多様な主体による連携・協働を一層進めていくことが求められています。

○　県民活動の現状などを踏まえると、団体だけで地域課題に対応することは難しくなっており、多様な主体との協働による取組が必要になっています。このため、それぞれの強みを生かした役割分担や連携が進むよう、多様な主体が協働しやすい環境づくりを推進する必要があります。



新「協働」して、地域・社会課題を解決しよう！

「協働」ってなに？

地域や社会の課題の解決に向けて、行政、県民活動団体、高校・大学、事業者（企業）など多様な主体が、それぞれの知識や経験、人材、資金などを生かしながら、力を合わせて取り組むことです。



協働の効果

協働には、地域・社会の課題解決につながるだけでなく、参加するそれぞれの主体にとっても大きなメリットがあります。

課題解決の促進

多様な主体がそれぞれの立場から取り組むことで、地域・社会の課題に多角的に対応できます。

強みを生かした活動の充実

知識・経験・人材・資金などを持ち寄り、得意分野を生かした効果的な活動ができます。

活動の継続・発展

役割を分担することで、無理なく継続し、さらなる発展につながりやすくなります。

つながりの広がり

対話や情報交換を通じて、互いの理解が深まり、新たなつながりや信頼関係が生まれます。

主体的な参加の広がり

これまで課題解決に直接関わっていなかった人や組織も、当事者として活動に参加するきっかけになります。

協働のプロセス

課題を起点に必要な主体とつながり、取組につなげていきます。



1 問題・課題の把握
地域や団体が抱える問題、取り組みたいことを知る。

2 協働の検討
協働という手法が有効か、どのような協働が必要かを検討する。

3 働きかけ
課題解決に必要な主体に声をかける。（ネゴシエーション）

4 場の設定
話し合い、互いの思いや強みを共有し、役割分担を考える。

5 事業化・進捗管理
役割分担のもと取組を進め、進捗を管理する。

6 情報の共有・発信
取組の成果や課題を共有し、広く発信する。

新「協働」して、地域・社会課題を解決しよう！

「協働」のポイント

未完成

❶ 何のために協働するのかを共有する

協働は、社会的課題の解決に向けた「手法」です。目的や目標を明確にし、いつまでにどのような成果を目指すのかを共有しましょう。

❷ 互いを知り、それぞれの強みを生かす

自分たちの組織の特性や強み、相手の特性や協働に求めることを理解し、互いの強みを持ち寄り、一緒に取り組めることを考えましょう。

❸ 対等な立場で、役割と責任を明確にする

支援する側・される側ではなく、共に地域づくりに取り組む当事者です。相互の自主性・自立性を尊重し、役割や責任分担を確認しましょう。

❹ 対話を重ね、互いにメリットのある関係を築く

相手の事情や考え方の違いを理解し、情報を交換しながら信頼関係を築きましょう。協働の取組に関する情報を適切に共有・公開することも重要です。

＜協働事例①　団体×事業所（企業）＞

各主体	取組内容	成　果
活動団体 （周南ちるちあネット）	こども食堂の運営 （弁当容器の確保とその購入費の負担が課題）	・こども食堂での容器の利用と購入費負担の軽減 ・企業との新たなつながりの形成
事業所 （(株)ブンシジャパン）	余剰在庫となっていた弁当容器を提供	・廃棄予定だった余剰在庫の有効活用 ・資材処分費の軽減と環境負荷の削減 ・新たな関係づくり・取引先を含めた協働の広がりにつながる可能性

＜協働事例②　団体×事業所（企業）＞

各主体	取組内容	成　果
活動団体 （ＮＰＯ法人あっと）	子育て中の親子の交流の場づくり等	・継続的な寄附金の確保 ・子育て支援活動の充実
事業所 （(株)モリイケ）	子育て中の母親が選定した文具を販売し、売上の一部を寄附	・子育て世代のニーズを生かした商品販売 ・社会貢献による企業イメージの向上（モデル事業所指定）

＜協働事例③　大学生×まちづくり協議会×小・中学校＞

各主体	取組内容	成　果
大学生 （ボランティア）	地域のアイデアを提案し、サマースクールの企画・運営	主体的な地域活動への参加、地域とのつながり・学び、地域貢献への意識向上
吉見地区まちづくり協議会	学生と地域・学校をつなぎ、活動をサポート	若者とのつながり、若者のアイデアを取り入れた地域活動、地域活性化への展開
吉見中学校	会場提供や参加者募集を行い、学習・交流活動を実施	生徒の学習・交流・体験機会の充実、大学生等との新たなつながり

協働することにより、各主体の立場から、課題解決に向かって様々な活動を展開することができます。また、解決策を見出す過程で、立場の違う様々な考え方や技術を持つ方々と交流することにより、視野が広がり、活動の充実につながります！
ぜひ、協働して、地域・社会課題の解決に向けて取り組んでみませんか？

4　計画改定の視点

（１）課題等を踏まえた計画改定の視点

	現状と課題	取組の方向性
県民活動	○感染症の影響やライフスタイル・価値観の変化等により、**コロナ禍以降、県民活動への参加者が減少** ○高校・大学等と連携したボランティア体験会等により、**若年層は増加しているが、50代以上を中心に全体的に減少傾向**	**○全世代に向けた県民活動への継続的な参加の促進**
県民活動団体	○活動メンバーの高齢化や小規模団体の割合の増加などにより、**後継者不足や資金不足などにより活動の継続性が懸念**	**○若者を中心とした、次世代の担い手の確保・育成** **○組織力や資金調達力の向上など、持続可能な活動基盤・ネットワークの強化**
協働推進	○地域課題が複雑化・多様化し、行政や企業などとの協働が期待されるが、そうした**多様な主体との協働が十分に進んでいない状況**	**○地域や社会の課題解決に向け、多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働の推進**

（２）本計画における県民活動の新たな視点

○　人口減少や高齢化が進み、地域・社会を支える担い手が減少する中、これまでのように、県民活動への参加者や県民活動団体の数を増やし、県民活動そのものを活性化していくことだけでは、地域・社会が抱える様々な課題に十分に対応することが難しくなっています。

○　こうした状況を踏まえ、本計画では、県民活動のあり方を、単に「活動する人や団体を増やす」という視点から、地域・社会が抱える課題を起点として、必要な人・団体・事業者（企業）・大学・行政等がつながり、それぞれの強みを生かして協働し、課題の解決・改善に取り組むという視点へ広げていきます。

○　そのため、これまで進めてきた県民活動への参加促進や県民活動団体の活動基盤の強化を引き続き進め、地域・社会に関わる県民を広げるとともに、県民活動団体が継続的に活動し、その専門性や人材、地域とのつながりを生かして課題解決の担い手となることを支えます。

○　その上で、単独の県民活動団体だけでは対応が難しい課題についても、課題ごとに多様な主体をつなぎ、それぞれの知識、技術、人材、資金、ネットワーク等を持ち寄って取り組む、協働による課題解決活動を推進します。

○　これにより、県民活動団体を中心とした従来の活動に加え、県民、事業者（企業）、大学、行政等の多様な主体が、課題に応じて柔軟に関わる新たな県民活動の展開を促し、人口減少社会においても地域・社会を持続的に支える力を高めていきます。

【地域・社会の課題を起点に、多様な主体がつながり、強みを生かして課題解決へ】

① 地域・社会の課題を起点に



- 地域コミュニティの希薄化
- 高齢者の孤立・生活支援
- 子どもの居場所・貧困
- 外国人の孤立・地域との接点不足
- 自然環境の悪化　　など

② 課題に応じて、必要な主体をつなぐ

それぞれの強みを持ち寄り、最適なメンバーを組み合わせる



知識・技術　人材　資金　情報・ネットワーク　場所・備品

③ 協働による取組・プロジェクトの実施

対話や役割分担等を通じて、協働で取組を進める。

それぞれの強みを生かし、相乗効果を生み出す



④ 地域・社会の課題解決・改善へ

持続可能で、誰もが安心して暮らせる地域・社会の実現へ

新たなつながりや取組が次の課題解決や地域の力に！



＜県の役割＞

①活動に参加する人を増やす
～きっかけと出会いをつくる～



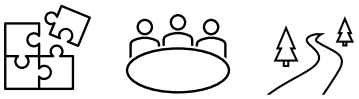
- 魅力発信
- 参加のきっかけづくり
- マッチング支援

②活動する団体を支える
～続けられる力を強くする～



- 人材支援
- 資金調達支援
- ノウハウ・情報支援

③つなぎ、協働を生み出す
～課題解決に向けて動かす～



- 課題と主体をつなぐ
- プロジェクトづくりを支援
- 実施・伴走支援

＜参考：地域・社会課題と県民活動の取組例＞

地域・社会課題	県民活動が担っている役割	具体的な取組
地域コミュニティの希薄化	人と人をつなぎ、地域のつながりを維持する	地域交流会、サロン、祭り、世代間交流、地域の居場所づくり
高齢者の孤立・生活支援	身近な地域で支え合う	見守り、声かけ、買い物支援、移動支援、交流サロン、生活支援
子どもの居場所・貧困	子どもを地域で支える	こども食堂、学習支援、居場所づくり、食料支援、見守り
外国人の孤立・地域との接点不足	多文化共生・地域とのつながりをつくる	日本語支援、交流会、生活情報の提供、地域行事への参加促進
自然環境の悪化	地域環境を守る	海岸・河川清掃、森林整備、里山保全、リサイクル、環境学習

第４章　施策の展開

基本目標の実現のため、３つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

基本目標　**誰もが地域と関わり続け、多様な主体の力で創る「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現**

基本方針１　県民活動への参加の促進　【人材づくり】

（１）県民活動の魅力発信と参加促進
（２）ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築
（３）「あいかさねっと※」を活用したボランティア等のマッチング強化
（４）地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
（５）事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

基本方針２　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり　【団体支援】

（１）県民活動支援センターの機能強化
（２）市町民活動支援センターとの連携と設置促進
（３）中間支援団体の育成と連携
（４）若者と多様な主体の共創※による地域課題解決活動の推進
（５）プロボノ※の持続的な活用の推進
（６）資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援
（７）県民活動団体のデジタル化の推進

基本方針３　県民活動団体と多様な主体との協働の推進

【協働・共創】

（１）地域・社会の課題を起点とした協働の創出
（２）県との協働推進
（３）市町との協働推進
（４）事業者（企業）との協働推進
（５）若者と多様な主体の共創※による地域課題解決活動の推進（再掲）

1　県民活動への参加の促進

県民活動を通じて地域や社会との関わりを広げるため、情報発信を充実させるとともに、ライフステージに応じた多様な参加機会を創出し、誰もがそれぞれの関心や経験等に応じて県民活動に参加し、その力を生かせる環境を整えます。

（1）県民活動の魅力発信と参加促進

県民活動の魅力や活動の成果について、ＳＮＳ※をはじめとする多様な広報媒体等を活用して積極的に発信するとともに、参加機会の提供などを通じて、県民活動への参加を促進します。

- 「山口県県民活動スーパーネット」（以下「スーパーネット※」という。）による情報提供の充実
- Instagram「やまぐち県民活動ユース※」などのＳＮＳや県の広報媒体等を活用した県民活動の魅力・活動事例の発信
- 「県民活動促進期間（毎年 10・11 月）」、「やまぐち県政出前トーク」、「ボランティア・チャレンジ※」等を活用した積極的な県民活動の普及啓発
  - ・「チャレンジやまぐち！地域貢献賞」（以下「地域貢献賞※」という。）による県民活動団体等の表彰・活動紹介
  - ・「企業ボランティア活動促進モデル事業所」（以下「モデル事業所※」という。）の指定、活動紹介
  - ・「やまぐち県民活動促進実行委員会※」による取組の推進
- 県民活動の魅力発信や団体間の交流、体験等につながるイベントの開催
- ボランティア体験会等、県民活動への参加機会の提供



地域貢献賞表彰式（令和８年度）

写真＋１枚

（２）ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築

小・中学生、高校・大学生等、中堅世代（子育て・現役世代）、シニア世代など、それぞれのライフステージや生活環境に応じた参加しやすい活動モデルの提示や仕組みづくりを行い、誰もが継続的に県民活動へ参加できる環境づくりを推進します。

また、副業・兼業など多様な働き方を生かして、これまで県民活動に関わる機会が少なかった中堅世代等が、知識や経験、専門性を生かして県民活動に参加できる機会を創出します。

【小・中学生】

- 小・中学生や親子向けのボランティア活動事例等の情報発信
- 「山口県の地域連携教育※」による学校・家庭・地域が連携・協働した取組の展開

【高校生・大学生等】

- 高校や大学等と連携した県民活動の魅力を紹介する活動説明会やボランティア体験会開催による参加促進
- 「山口県高校生ボランティアバンク※」や「あいかさねっと※」による参加の促進
- 大学等と県民活動団体が連携した地域・社会の課題解決に向けた活動機会の創出
- 若者の関心やニーズに応じたＳＮＳ※を通じたボランティア募集情報等の配信
- 「山口県の地域連携教育」による学校・家庭・地域が連携・協働した取組の展開【再掲】

【中堅世代（子育て・現役世代）】

- プロボノ※の普及啓発による参加促進
- ボランティア休暇※の活用等による参加促進
- 副業・兼業等を通じた、専門知識や経験を生かした県民活動への参加促進

【シニア世代】

- 県生涯現役推進センター等による情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援
- 産学公連携による社会参加促進に向けた普及啓発や環境づくり、協働の推進
- 知識・経験・技能を生かした地域活動やボランティア活動への参加促進



ボランティア体験会（子ども食堂）



高校生・大学生等と県民活動団体、企業等による交流イベント

新 ライフステージに応じた県民活動への参加モデル

ライフステージや生活の変化に合わせて、関わり方を変えながら、
地域や社会とつながっていきましょう。

世　代	関わり方	活動例	ポイント
小・中学生 	まずは「知る・体験する」	●地域イベント、ボランティア活動への参加 ●親子での地域活動への参加 ●地域について学び、課題を考える活動	まずは興味のあることから気軽に参加してみよう！
高校・大学生等 	参加する・挑戦する	●ボランティア活動への参加 ●地域活動やイベントの企画・運営 ●SNSを活用した地域活動等の情報発信 ●大学等と連携した地域課題解決の取組	若い力とアイデアで新しいことにチャレンジしてみよう！
子育て世代（子どもを育てる世代） 	子どもと一緒に「参加する」	●親子での地域活動への参加 ●子どもの居場所づくりや子育て支援活動への参加 ●地域イベントの運営・企画	子育てを通じて地域とつながる機会がたくさんあります！
現役世代（働く世代） 	仕事や経験を「生かす」	●短時間・単発のボランティア参加 ●休日を活用した地域活動へ の参加 ●知識やスキルを生かした活動(プロボノ) ●副業・兼業による県民活動への参画	仕事で培った経験やスキルを、地域のために生かそう！
シニア世代 	経験や知識、技能を「伝える・支える」	●地域の見守り活動への参加 ●知識・経験を生かした講師・相談役としての活動 ●地域活動の運営・支援 ●経験を生かした次世代の担い手育成	これまでの経験や知識等を生かして、次の世代につなごう！

県民活動への関わり方は、ライフステージに応じてさまざまな関わり方があります。できることから、自分に合ったスタイルで参加してみませんか？
一人ひとりの「できること」が、地域の力になります。

（３）「あいかさねっと※」を活用したボランティア等のマッチング強化

ボランティアに関する情報発信や募集情報の充実を図るとともに、「あいかさねっと」を活用して、ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）とボランティアを募集する団体をつなぎ、活動内容や希望等に応じたマッチングの強化を図ります。

● 「あいかさねっと」の周知・利用促進及びボランティア情報の充実
- 各種イベント、研修会等を活用した「あいかさねっと」の周知、登録促進
- ＳＮＳ※等を活用したボランティア募集情報の充実・発信強化
- 募集情報の掲載方法の周知や登録団体への働きかけ等による募集情報の充実
- 募集情報の作成・掲載等、活用方法に関する相談・支援

● 「あいかさねっと」を活用したボランティア活動のマッチング強化
- 県民活動団体等への募集情報の掲載促進・掘り起こし
- ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）と、ボランティアを募集する団体とのマッチング促進
- マッチング後の活動実施や継続的な関わりにつながる支援・事例発信
- 市町や県民活動支援センター等と連携したマッチング機会の充実

● 事業者（企業）への「あいかさねっと」の利用促進
- 事業者（企業）の従業員等が参加できるボランティア情報の発信
- 事業者（企業）向けの活用方法・事例等の情報提供

【「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数】

年　度	年度計	累　計
R4	318	318
R5	416	734
R6	488	1,222
R7	468	1,690

資料：県環境生活部

写真　仮イベントにおける普及啓発
or あいかさ実際の写真

「あいかさねっと」に会員登録して、ボランティアに参加しよう！ボランティアを募集しよう！

「あいかさねっと」ってなに？

公募により決定した「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の愛称です。
出会いを重ね、愛を重ね、相合傘で地域の絆をつくっていくことをイメージしています。

ボランティアをしたい個人・事業者（企業）・団体とボランティアをしてほしい団体をつなぐマッチングサイト。登録することで、ボランティアへの参加申込みや、ボランティア募集情報の発信を行うことができます。



以下の二次元コードから、スマホ対応ページをご覧いただけます！
Webサイト

インスタでもボランティアに関する情報を配信しています！
instagram

どんなボランティアがあるの？

期間を定めて募集されるボランティアもあれば、年間を通じて募集されているボランティアもあります。

- フードバンク：食品管理・整理、食品回収
- こども食堂　：食事提供ボランティア
- 耕作放棄地の草刈り
- 里山の竹林整備
- 保護犬・保護猫のお世話　　など



どんな便利な機能があるの？

LINE配信機能

- 山口県内のボランティア募集情報が分かる！
- あいかさねっとへLINEで気軽に問い合わせができる！

LINEのお友達登録は、左記の二次元コードから！

マッチングメールへのお返事機能

- マッチングの案内メールをクリックすると、ボランティアに参加申込みができる！



やまぐち健幸アプリとの連携

- あいかさねっと登録のボランティア活動に参加すると、「やまぐち健幸アプリ」のポイントが獲得できる！



会員登録することにより、ボランティアに参加したい人は、自分の希望に沿ったボランティア情報が届きます！また、インターネットを活用して、情報交換がスムーズにできます！ぜひ、会員登録して、みなさんもボランティアに参加、ボランティアを募集しませんか？

新「あいかさねっと」に会員登録して、ボランティアに参加しよう！ボランティアを募集しよう！

ボランティアを募集する団体の方へ

～あいかさねっとで、仲間を見つけよう！～

❶会員登録
団体として
会員登録をします。



❷ボランティア情報を掲載
活動内容や日時、
募集条件などを
掲載します。



❸応募・問い合わせを受ける
興味を持った人から
応募や問い合わせが
届きます。



❹ボランティアとつながる
活動の内容や条件を
確認し、顔合わせや
打ち合わせをします。



❺一緒に活動！
ボランティアと一緒に
活動を実施します。

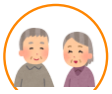


こんな募集ができます


イベントのお手伝い


子どもの見守り学習支援


環境・自然保全活動


高齢者の支援見守り


広報・事務などのサポート

など、さまざまな活動の仲間を募集できます！

ボランティアに参加したい個人・企業等の方へ

～あなたに合った活動が、きっと見つかる！～

❶会員登録
個人として
会員登録をします。



❷興味のある活動を探す
条件やキーワードで
自分に合った活動を
探します。



❸応募・問い合わせ
気になる活動を見つ
けたら応募や問い合
わせをします。



❹団体とつながる
活動内容や条件を
確認し、活動の調整
等をします。



❺ボランティアに参加
自分のペースで
活動に参加します。



こんな募集ができます


興味のある分野から


活動する場所から


日時・期間で探す


自分の得意なこと・できることから

自分に合ったボランティアがきっと見つかります！

できることから、はじめてみよう！
あなたの一歩が、地域や誰かの支えになります。
まずは「あいかさねっと」をのぞいてみてください。

（４）地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

地域のコミュニティ機能が低下する中で、地域住民が、多様な主体と協働しながら地域の課題を解決することが求められていることから、地域づくりの推進力となる県民活動への参加を促進します。

- 環境保全活動への参加促進
  - ・環境保全について考え、環境配慮の取組を実践できる人材を育成するための環境学習・環境教育の機会の充実
  - ・県民一斉環境美化活動促進期間の設定と活動の展開
  - ・自主的かつ積極的な環境保全活動を促進するための普及啓発や情報提供
- 中山間地域の主要な担い手としての参加促進
  - ・中山間地域で活躍する県民活動団体の育成
  - ・地域づくりリーダーや新たな担い手の育成・確保の推進
  - ・専門家や事業者（企業）、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- 災害ボランティア活動への参加促進
  - ・被災地で活動する上で必要となる知識・技術の習得に向けたボランティアの養成研修の開催
  - ・ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの養成

（５）事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者（企業）は、地域社会の一員として人的資源や専門性等を生かした社会貢献活動への参加が期待されています。このため、県民活動団体との連携や地域・社会課題の解決につながる取組への参加を促進します。

- 経営者や従業員の専門性を生かしたプロボノ※の促進
- 「あいかさねっと※」を活用した企業と県民活動団体等とのボランティア・人材のマッチング促進
- 県民活動に関する啓発・情報提供や県民活動団体の紹介等による理解促進
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所の指定・周知
- 寄附事例の紹介やＰＲ等による事業者（企業）の寄附を促す取組の推進
- ボランティア休暇※制度の普及啓発や退職前教育等を通じた参加促進

【評価指標】

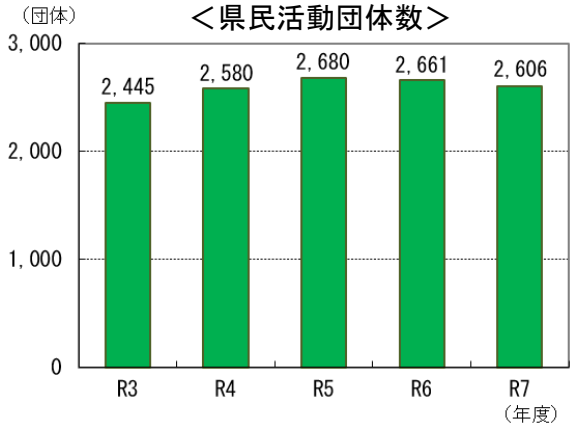
「県民活動への参加の促進」の評価指標として、県民活動への参加状況を捉える「県民活動へ参加した県民の割合（全体）」を設定し、現状から着実な増加を図ることを目標とします。

また、ボランティア活動等への参加につながった成果を捉える「『あいかさねっと※』等を通じたボランティア活動マッチング数」を設定し、2,100 人を目標値とします。

さらに、地域・社会の課題に取り組む県民活動団体の維持を図るため、「県民活動団体数」を設定し、現状維持を目標とします。

名　称	現状値	目標値
県民活動へ参加した県民の割合（全体）	44.8% 《2025（令和７）年度》	増加させる 《2030（令和 12）年度末》
「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数	1,690 人 《2022（令和４）～ 2025（令和７）年度》	2,100 人 《2026（令和８）～ 2030（令和 12）年度》
県民活動団体数	2,606 団体 《2025（令和７）年度末》	現状水準を維持する 《2030（令和 12）年度末》

＜県民活動団体数＞



集計方法

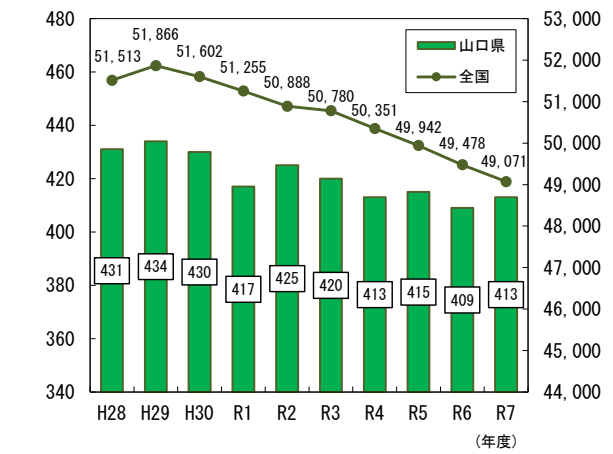
市町からの報告団体数を集計（NPO 法人を含む）

［報告対象］

市町（教育委員会等を含む）・市町民活動支援センターで把握・登録している団体数及び市町社会福祉協議会登録団体数

資料：県環境生活部

＜ＮＰＯ法人数（県・全国）＞



資料：内閣府

2　県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり

県民活動団体が地域社会の担い手として継続的に活動し、それぞれの強みを生かして地域・社会の課題に関わることができるよう、県民活動支援センターや市町民活動支援センター、山口きらめき財団等と連携しながら、人材の育成・確保や組織力・資金調達力の向上など、活動基盤の強化に向けた環境づくりを推進します。

（１）県民活動支援センターの機能強化

県民活動に関する相談・助言、多様な主体との連携・協働のコーディネート機能を充実させ、県民活動の中核的支援拠点として機能強化を図ります。

また、指定管理者制度を活用し、ＮＰＯ法人の自主性や機動性を生かした運営による利用者のニーズや実情に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

● 情報収集・情報提供機能の充実
- 「スーパーネット※」による情報提供と機能拡充
- メールマガジン※「さぽ～とメール※」の充実やＳＮＳ※等の活用による効果的な情報発信
- 「あいかさねっと※」の利用促進及びボランティア情報の充実

● 相談・助言機能の充実
- スタッフの資質向上による一般相談の充実
- 専門家による個別相談の実施
- ＮＰＯ法人等に対する相談対応やＮＰＯ法人会計基準の普及促進

● 人材育成・研修機能の充実
- 会計や税務、労務、登記等のスキルアップ研修
- 団体の質を高める組織力向上研修
- 協働や寄附促進、広報（情報発信）等の課題解決研修

● 交流・連携・協働機能の充実
- 交流や情報交換の場の提供
- 市町民活動支援センターや山口きらめき財団等とのネットワーク形成
- 「協働ファシリテーター※」を配置し、行政、事業者（企業）、県民及び県民活動団体間の協働のコーディネート
- 「プロボノワーカーバンク※」を活用した専門人材と県民活動団体とのマッチング

● 県民活動に関する調査・研究機能の充実
- 県民活動団体のニーズや先進的な取組等に関する調査・研究の実施

「やまぐち県民活動支援センター」を利用しよう！
「山口県県民活動スーパーネット」を利用しよう！

センターってどんなところ？

コミュニティ活動やボランティア活動、ＮＰＯ活動など、県民のみなさんの自主的・主体的な活動を支援しています。

みなさんに気軽に利用していただき、交流が広がり、活動が活発化することにより、社会の様々な分野において、みなさんの力が大いに発揮できることを期待しています。また、活動の情報を発信する場として活用され、活動の輪が広がることを願っています。

どんな支援をしてるの？

★相談したい！
県民活動やＮＰＯ法人に関する相談ができます。
（ＮＰＯ法人設立・運営、活動団体の紹介、助成金の紹介など）

★もっと相談したい！
各分野の専門家から個別に、無料で相談を受けることができます。
（会計税務・労務・許認可・融資など）

★チラシや資料を作りたい！
印刷機、紙折り機、丁合機、断裁機、作業用テーブル、文房具などが利用できます。

★交流したい！
様々な分野・テーマで意見交換会を開催しています。

★学びたい！
県民活動に役立つ講座・セミナーを開催しています。

★会議をしたい！
交流コーナーやZoomルームを利用できます。

★プロボノしたい・活用したい！
経験やスキルを地域に生かしたい人と、専門的な力を必要とする団体をつなぎます。



センターは、山口市神田町1-80　防長青年館（パルトピアやまぐち）の２階にあります！
ぜひ、お気軽にお立ち寄りください！



スーパーネットってなに？

センターの利用方法やイベント、助成金、セミナー情報などＮＰＯに関する情報が盛りだくさん！

団体情報を登録すると、団体主催のイベントなど、スーパーネットで情報発信ができます。また、センターのメールマガジン「さぽ～とメール」では、ＮＰＯの活動に役立つ内容やセンターからのお知らせを毎月１回配信しています。このほか、Instagram「山口県民活動支援センター」でも情報発信を行っています。

二次元コードから、スマホ対応ページをご覧いただけます！
インスタグラムでも情報を配信しています！

Webサイト　instagram

県民活動支援センターの他に、みなさんに身近なところにも、活動を支援する市町民活動支援センター等の支援拠点があります。
気軽に相談ができるので、まずは支援拠点を利用してみませんか？
団体の情報発信の場・情報収集の手段として、ぜひスーパーネットにご登録を！

（２）市町民活動支援センターとの連携と設置促進

市町民活動支援センターは、県民活動団体が地域の特性を生かした活動ができるよう、地域の支援拠点として重要な役割を担っています。地域における多様な主体との連携・協働を支える役割も一層重要になることから、連携を強化します。

また、未設置の町には、地域の実情に応じたセンターの設置ができるよう、必要に応じてノウハウや情報の提供など、設置に向けた支援を行います。

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携の強化
- 未設置の町に対するセンター設置の働きかけと設置支援

＜市町民活動支援センター一覧＞　　**（令和８年４月１日現在）**

No	自治体名	センター名	設置年月	運営状況
1	下　関　市	しものせき市民活動センター（ふくふくサポートフラップ）	H19年　5月	公設民営
2	宇　部　市	宇部市民活動支援センター	H13年　1月	公設民営
3	山　口　市	山口市市民活動支援センター「さぽらんて」	H13年12月	公設民営
4	萩　　市	萩市市民活動センター「結」	H21年　2月	公設民営
5	防　府　市	防府市市民活動支援センター	H15年11月	公設民営
6	下　松　市	下松市市民活動支援センター	R6年　7月	公設公営
7	岩　国　市	いわくに市民活動支援センター（サポネット・いわくに）	H12年10月	公設民営
8	光　　市	光市地域づくり支援センター	H19年10月	公設公営
9	長　門　市	長門市市民活動支援センター「市民サポートながと」	R5年　2月	公設民営
10	柳　井　市	やない市民活動センター	H24年11月	公設公営
11	美　祢　市	美祢市市民活動支援センター	R6年　4月	公設公営
12	周　南　市	しゅうなん市民活動支援センター	H13年10月	公設民営
13	山陽小野田市	山陽小野田市民活動支援センター	H30年　4月	公設民営
14	阿　武　町	阿武町町民活動支援センター	R3年　5月	公設公営

（３）中間支援団体の育成と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、県民活動団体への相談対応や情報提供、人材育成、団体間のネットワークづくりなどの役割を担っています。これらの役割を十分に発揮できるよう、人材育成や活動支援を行うとともに、中間支援団体相互の連携を強化します。

また、中間支援団体と連携して、県民活動団体、事業者（企業）、大学、行政等の多様な主体がつながるネットワークの構築を進め、交流や連携・協働を促進します。

- 中間支援団体における人材育成のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援団体のネットワーク化の推進
- 各分野の中間支援団体相互の情報交換・交流の促進
- 県民活動団体、事業者（企業）、大学、行政等の多様な主体がつながる機会の創出

（４）若者と多様な主体の共創※による地域課題解決活動の推進

地域・社会が抱える課題を起点として、県民活動団体をはじめ、若者、事業者（企業）、大学、行政等の多様な主体が、それぞれの知識や経験、技術等を生かして協働・共創※する機会を創出します。特に、大学等と連携した地域課題解決プロジェクトチームの取組を推進し、若者をはじめとする多様な主体の参加を促すことで、地域・社会の課題の解決・改善につなげます。

- 大学等と連携した地域課題解決プロジェクトチームの推進
  - ・地域・社会の課題の募集・整理及び課題解決に向けたプロジェクトの創出
  - ・プロジェクトの成果発表や活動事例の発信
  - ・優良事例のモデル化や県内の大学等各地域への横展開
- 若者と県民活動団体、事業者等の多様な主体がつながるネットワークの構築



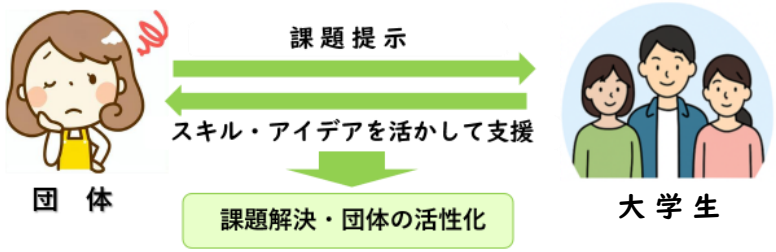
プロジェクトチーム（団体と学生のミーティング、〇〇〇・・・）

プロジェクトチームから
もう一点

新 ～地域課題解決プロジェクトチーム～
学生と県民活動団体が連携して、地域・社会課題解決に挑戦！

プロジェクトチームについて

目的：学生が大学で培った専門性を活用し県民活動団体が抱える課題解決に参画するための環境づくりを行うとともに、課題解決に関わりながら地域への理解や関心を深めることにより、団体の活性化と将来の担い手の育成・確保につなげます。
内容：学生と県民活動団体が協働するチームを結成し、団体が抱える課題の解決に取り組みます。



課題設定・学生募集	マッチング	課題解決	成果報告会
・学生のスキル等を活かして取り組む課題を決定	・ファシリテーターを配置し、初回ミーティングを実施	・取組の実施(活動費@10万円支給) ※活動状況をSNS等で情報発信	・取組を幅広く周知

令和８年度取組（山口県立大学）

	区分	テーマ	学　生	団　体	取組内容
1	授業	こどもの健全育成・地域参画	社会福祉学部 ２年 （13名）	NPO法人 やまぐちレーテ子育てBambini	子どもたちが主体で運営するまちづくりイベントの企画・運営
2		国際交流	国際文化学部 ２年 （20名）	国際交流CUBS 宇部	日本人と外国人の子どもたちが英語を通じて地域と繋がり、交流や異文化理解を深める機会を提供
3	課外活動	食品ロス・食支援	社会福祉学部等 １～４年 （13名）	NPO法人 フードバンク山口	大学内のフードバンクポストの継続的な運営体制の構築と周知・啓発
4		脱炭素 ・地域循環	看護栄養学部等 １年 （７名）	一般社団法人 やまぐちRE100	会員事業所の省エネ等の取組を取材し、若者目線の記事・動画を制作・発信による新規会員の獲得
5	サークル	こどもの居場所づくり・食育・国際理解	サークル YPU TFT Project （20名）	認定NPO法人 山口せわやきネットワーク	子どもの居場所でのフィリピン料理の提供やワークショップを通じた食習慣やTFT（途上国の食支援）への理解促進

学生達が活動の様子をInstagram『やまぐち県民活動ユース』で発信しています！
URL：https://www.instagram.com/yamaguchi_kenminkatsudo/

（５）プロボノ※の持続的な活用の推進

県民活動団体が抱える人材や組織運営等の課題に対応するため、専門的な知識や経験を生かして県民活動団体を支援するプロボノの活用を促進し、団体の活動基盤の強化を図ります。

企業等におけるプロボノ活動への参加を促進するとともに、県内外から幅広くプロボノワーカー※の参画を促すなど、多様な人材が県民活動団体の活動を支える機会の拡充を図ります。

また、プロボノワーカーバンク※登録者は県外在住者が多いことから、特に県内人材の確保に取り組みます。

- プロボノの普及啓発による参加促進
- 「プロボノワーカーバンク」によるプロボノ人材の登録・確保・県内人材の掘り起こし
- 「プロボノコンシェルジュ※」による県民活動団体とプロボノワーカーのマッチング・調整・伴走支援の実施
- 県内の事業者・団体等への普及啓発によるプロボノ参加者の裾野の拡大
- プロボノワーカーとプロボノ希望者の交流等を通じた人材育成
- プロボノ活動の事例共有・発信による継続的な活用の促進

＜💡プロボノ事例💡＞



①親の会カフェ山口（山口市・周南市・和木町） Web 制作・デザイン　IT 活用

- **課題：** 団体の認知度向上や、イベント等で配布する広報資料の作成。
- **支援内容・成果：** Web 制作・デザイン、IT 活用のスキルを生かし、チラシ・リーフレットの作成、Web サイトの制作・公開、アンケートの実施を支援。



②がん患者と家族の会 にじいろ（防府市）

広報　ライティング（文章作成）　企画・事業開発　Web 制作・デザイン

- **課題：** 会員の増加や、ホームページを活用した情報発信。
- **支援内容・成果：** 広報、ライティング、企画・事業開発、Web 制作・デザインのスキルを生かしてホームページを作成。団体運営や財政基盤への理解が深まり、メンバー間の連携や他団体との連携に対する意識が向上。



③NPO 法人 NO BORDER（光市） IT 活用　コンサルティング

- **課題：** 業務管理、日報、会計などの作業の効率化。
- **支援内容・成果：** IT 活用やコンサルティングのスキルを生かし、業務管理・会員管理・日報管理の効率化に向けた具体的なイメージを作成。Google フォームのテンプレートも作成し、今後の業務効率化に向けた基盤を整備。

「プロボノ」をしよう！

「プロボノ」ってなに？

ラテン語の「Pro Bono Publico」（公共善のために）が語源で、**「仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動」**を意味します。

プロボノは、弁護士等の法律に携わる方々が、無料の法律相談等のボランティア活動を行ったのが始まりと言われ、現在では、様々な分野に広がっています。

どんな分野があるの？

企画・事業開発	マーケティング･広報	コンサルティング	ファシリテーション
IT活用、Web	画像・動画編集	調査・分析	研究・開発
会計・経理	営　業	事　務	ライティング

など

どんな支援をしてるの？

≪事　例≫

- SNSを活用した団体の情報発信
- 宿泊予約の自動管理システム構築
- 地域住民と交流しながら花畑を整備
- 「ふれあい市場」の活性化
- バイオマス資源の活用による地域活性化
- ホームページ運用マニュアルの作成






どんなメリットがあるの？

チームを作って、一緒に課題解決に向けて取り組むことが多いため、多くの人との出会いが生まれ、職場や業種、地域を越えて、**新しい人とのつながり**ができます。Zoomなどオンラインで団体とつながり、県外からプロボノに参加される方もいらっしゃいます。

プロボノワーカー同士でも交流ができ、**専門外のことも学べる機会**となります。

また、自分の力を社会で試すことができ、普段の仕事では得られない気づきが生まれ、**スキルの向上に結びつく**ことも期待できます。自分の力がこんなに役に立つんだという**やりがいを感じる**ことができます。

県民活動団体は、人材不足という課題を抱えている団体が多いため、みなさんの専門的な知識・技術を求めています！
自分のスキルを活かして地域の役に立ちたい　！誰かの役に立ちたい　！そんな思いをお持ちの方は、ぜひプロボノをしてみませんか？

新「プロボノ」をしよう！

プロボノとして活動するには？

「プロボノをやってみたい！」という方も、「プロボノに助けてもらいたい！」という県民活動団体も、まずは**プロボノワーカーバンクに登録**します。
登録された情報をもとに、団体が抱える課題と、その課題に活かせるスキルを持つ人をつなぎます。

活動までの流れ

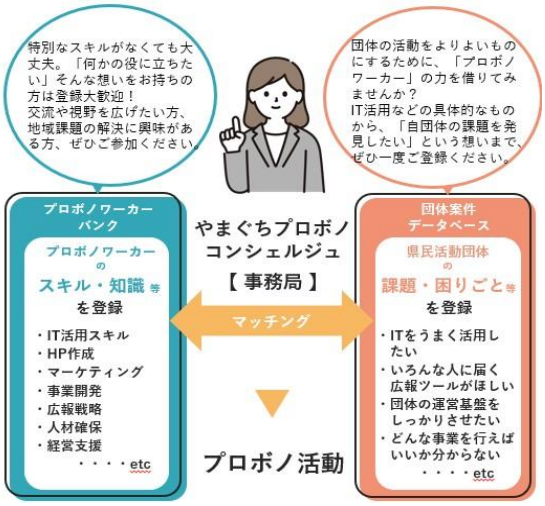
STEP 1
プロボノワーカーバンクに登録
プロボノをしたい**個人**
プロボノを募集したい**団体**



STEP 2
団体が「課題・困りごと」を登録
・「SNSでの情報発信を見直したい」
・イベントの企画を一緒に考えてほしい
・・・など

STEP 3
プロボノ案件を紹介
登録されたプロボノワーカーの中から、案件に関係するスキルや経験を持つ方に、事務局から案件をお知らせします。

STEP 4
「この活動をやってみたい！」と思ったらエントリー
プロボノワーカーが案件の内容を確認し、「自分の経験を活かせそう」「この活動に参加したい」と思ったらエントリーします。



STEP 5
団体の課題・活動内容と、プロボノワーカーの経験・スキルなどを踏まえ、**事務局（山口県民活動支援センター）がマッチング！**



STEP 6
マッチング後は、団体とプロボノワーカーが話し合いがなら課題の解決に向けて**一緒に活動！**

例えば、こんな活動につながります・・・

団体
「SNSをもっと活用して、活動を知ってもらいたい」
プロボノワーカー
「広報の経験を活かそう！」

エントリー
マッチング



一緒に活動
SNSの現状を確認し、発信内容や方法を検討
団体の活動が前進！！

「できること」から参加してみませんか？プロボノは、特別な資格が必要な活動ばかりではありません。これまでの仕事やこれまでの経験の中で身に付けた「できること」が、県民活動団体の力になるかもしれません。個人の「得意」と、団体の「困りごと」をつなぐ。それがプロボノです。

（６）資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援

県民活動団体が安定的･継続的に活動できるよう、寄附やクラウドファンディング※、ソーシャルビジネス※等、多様な資金調達手法の活用を促進します。

また、資金調達に関する企画立案から実施、情報発信までの一連のプロセスについて、団体の状況に応じた伴走支援を行うとともに、寄附を通じた継続的な支援の確保につながるよう認定ＮＰＯ法人制度の普及啓発や認定取得に向けた支援を行います。

- 山口きらめき財団や（一財）地域活性化センター等の助成事業の活用促進
- 「クラウドファンディング」や「ソーシャル・ビジネス」、休眠預金等の活用※等、多様な資金調達手法の普及・活用促進
- 資金調達に関する情報提供の強化と伴走支援の充実
- 資金調達手法に精通したプロボノワーカー※による支援
- 県ホームページ等を活用した寄附促進のＰＲ、寄附のメリット・先進事例の紹介、セミナー等による寄附への理解促進
- 認定 NPO 法人の取得促進に向けた研修会等の実施

（７）県民活動団体のデジタル化の推進

県民活動団体の業務の効率化や情報発信力の向上、活動の活性化を図るため、デジタル技術の活用を促進するとともに、研修や専門人材による支援などを通じて、団体のデジタル化を推進します。

また、オンラインによる情報発信や会議・研修、各種手続のデジタル化など、団体の実情に応じた取組を支援します。

- 団体の運営・活動のデジタル化への取組支援
  - ・県民活動支援センターによる団体の運営・活動のデジタル化への取組促進
  - ・ＡＩ活用等による業務の効率化や情報発信力向上に向けた研修の実施
- デジタルスキルを生かした団体への支援
  - ・デジタルに精通したプロボノワーカーと県民活動団体のマッチング
  - ・若年層等によるデジタルスキルを活かした団体のデジタル支援
- ＮＰＯ法人に対する内閣府「ＮＰＯ法人ポータルサイト※」のウェブ報告システムの利用促進

【評価指標】

「県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり」の評価指標として、「会員数が増えた団体の割合」は、県民活動団体における人材不足が課題となる中、団体の活動基盤の強化を図ることにより、会員数が増加する団体の割合を現状より高めることを目指します。

また、「地域の支援センターの設置市町数」は、県下全域で必要な体制が整備されるよう、県内 19 市町を目標値とします。

さらに、ＮＰＯ法人の資金調達や社会的信頼性の向上を図るため、「認定・特例認定ＮＰＯ法人数」は、１年間で１法人増加の 16 法人を目標値とします。

名　称	現状値	目標値
会員数が増えた団体の割合	14.8% 《2025（令和７）年度》	増やす 《2030（令和 12）年度末》
地域の支援センターの設置市町数	14 市町 《2025（令和７）年度末》	19 市町 《2030（令和 12）年度末》
認定・特例認定ＮＰＯ法人数	11 法人 《2025（令和７）年度末》	16 法人 《2030（令和 12）年度末》

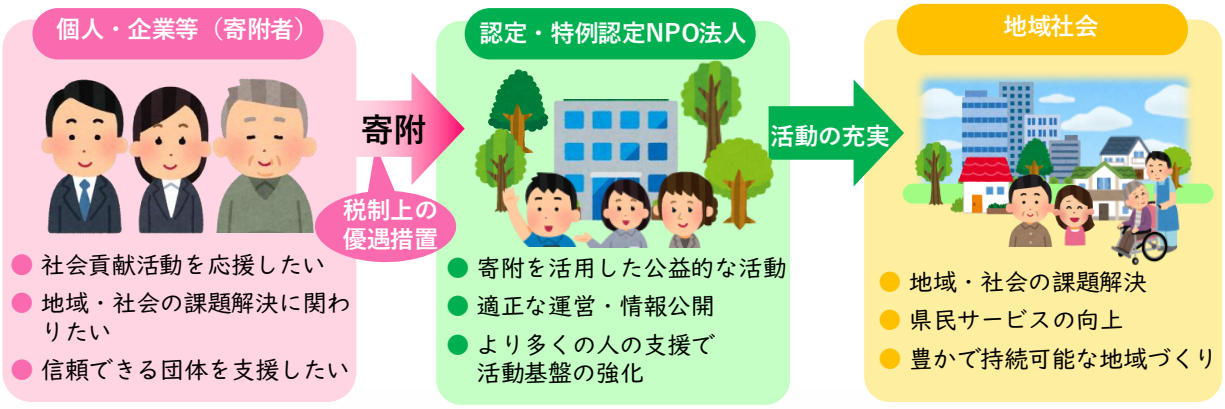
新 認定NPO法人制度を知っていますか？

認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度（認定特定非営利活動法人制度）は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために、税制上の優遇措置として設けられた制度です。

一定の基準を満たすNPO法人を所轄庁（都道府県・指定都市）が認定するもので、設立後間もないNPO法人を対象に、認定要件の一部を緩和した「特例認定NPO法人」制度も設けられています。

認定ＮＰＯ法人制度のイメージ



寄附者へのメリット

認定・特例認定NPO法人への寄附は、税制上 の優遇措置（寄附金控除など）を受けることができます。

- 個人の寄附：所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。
- 法人の寄附：損金算入の特例が適用されます。

※ 優遇措置の内容は、寄附の種類や市町の条例により異なります。

NPO法人へのメリット

認定・特例認定を受けることで寄附の促進や社会的信頼性の向上などが期待されます。

- 税制優遇により、寄附を集めやすくなります。
- 社会的な信頼性が高まり、企業や個人からの支援が広がります。
- 安定的・継続的な活動が可能となり、活動の充実が期待されます。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の主な違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
対象となる法人	一定の基準をすべて満たすNPO法人	設立から5年未満のNPO法人（認定要件の一部が緩和されています）
認定の有効期間	５年間（更新の申請により継続可能）	３年間（更新なし）
税制上の優遇措置	寄附者に対する所得税・住民税・法人税・相続税の優遇措置、認定NPO法人自身のみなし寄附金措置	寄附者に対する所得税・住民税・法人税の優遇措置



認定・特例認定NPO法人制度は、皆さんの寄附による支援を通じて、NPO法人の活動をより一層推進し、地域・社会の課題解決につなげていくための制度です。

3　県民活動団体と多様な主体との協働の推進

人口減少や高齢化等により、地域や社会を支える担い手が減少し、複雑化する地域・社会の課題に一つの主体だけで対応することが難しくなる中、県民活動団体が有する専門性や地域とのつながりを生かしながら、行政、事業者（企業）、大学、地域コミュニティなど多様な主体が、それぞれの強みを持ち寄り、協働して課題の解決・改善に取り組むことが重要です。

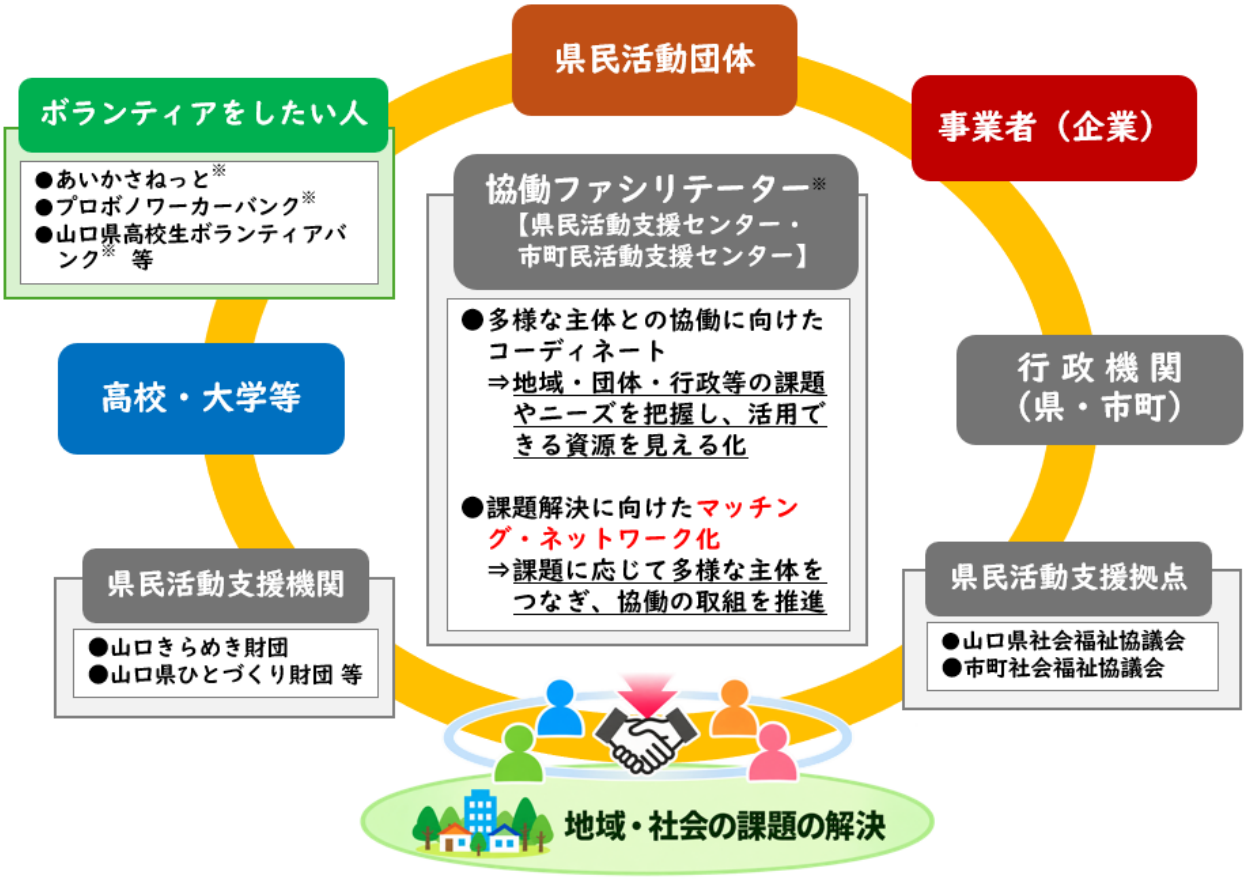
このため、行政が一方的に課題や取組を設定するのではなく、それぞれの主体の自主性や強みを尊重しながら、地域・社会の課題を接点として、課題と主体のマッチングやネットワーク形成、協働の機会づくり等を進め、多様な主体による協働を生み出し、課題の解決・改善につなげます。

（１）地域・社会の課題を起点とした協働の創出

県民活動支援センターや市町民活動支援センターの「協働ファシリテーター※」による地域・社会の課題に応じた多様な主体間のマッチングや連携を促進し、それぞれの強みを生かした協働の創出を進めます。

また、平時から主体間の交流や関係づくりを進め、地域・社会の課題への対応や災害時等において、状況に応じて柔軟に連携・協働できる環境づくりを推進します。

- 地域・社会の課題の把握・見える化
  - ・県民活動団体や市町民活動センター等との対話を通じた課題・ニーズの把握、共有
- 課題に応じた多様な主体・資源の発掘、マッチング機会の創出
  - ・県民活動団体、事業者（企業）、大学・学生、県民、行政等の多様な主体や、人材、専門性、資金等の資源の発掘
  - ・子育て、環境、防災等のテーマに応じた交流・マッチング機会の創出
  - ・分野、世代、地域を越えた主体間の交流や情報共有の促進
- 協働の取組の創出・伴走支援
  - ・多様な主体の強みを生かした協働の取組の創出・支援
  - ・協働ファシリテーターによるマッチングや伴走支援
- ネットワークを生かした連携・成果の共有、多様な主体によるネットワークの形成・連携強化
  - ・平時からの関係づくりや既存ネットワーク間の連携促進
  - ・協働事例・ノウハウの共有、他地域・他分野への展開
  - ・災害時等における行政、（福）山口県社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、事業者（企業）等の多様な主体の連携体制の強化
- 協働ファシリテーター間の情報共有・連携の促進
  - ・地域の状況や協働事例等を共有する会議の開催



（２）県との協働推進

県民活動団体との連携を進め、多様な主体の強みを生かした施策展開を図ります。

また、県民活動団体との協働に積極的に取り組み、効率的・効果的な行政サービスが提供できるよう、各分野における施策・事業を進めます。

さらに、県職員の県民活動や団体に対する理解を一層深めるとともに、協働に関する意識の醸成や実践力の向上を図り、全庁的な協働を推進します。

- 県民活動に関する情報提供
  - ・県の広報媒体や「やまぐち県政出前トーク」の活用による情報提供の充実
  - ・県民活動に関する施策の進行管理、情報提供
  - ・庁内イントラネット等を活用した県民活動団体の活動や取組事例等の情報発信
  - ・「あいかさねっと※」や県民活動支援センター等の情報提供・利用促進
- 県民活動への県職員の参加促進
  - ・県民活動団体による職員向け説明会・体験会等の開催、庁内での参加呼びかけ、庁内応援制度※の活用等による参加促進
  - ・県民活動団体が参加するイベント等を活用した交流・参加機会の充実
- 審議会等における県民活動団体関係者の参加促進
- 政策立案時におけるパブリック・コメントの実施

（３）市町との協働推進

市町は地域に最も身近な行政主体であることから、市町との意見・情報交換や施策の連携等を図るとともに、県民活動支援センターと市町民活動支援センター等との連携を強化し、地域の実情や地域・社会の課題に応じた協働を推進します。

● 県・市町の支援拠点の連携による協働の促進
・県民活動支援センターと市町民活動支援センター等の協働ファシリテーター※が連携し、地域の団体・事業者（企業）等とのネットワーク構築や協働の取組への伴走支援

● 市町との意見・情報交換の充実
・市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換
・協働事例や取組に関する情報共有

（４）事業者（企業）との協働推進

事業者（企業）と県民活動団体との交流機会の創出や情報共有を通じて、相互理解を深め、人的資源や専門性、ネットワーク等を生かした協働を推進します。

● 事業者（企業）と県民活動団体との交流・マッチング機会の促進
・事業者（企業）の人材・技術・ノウハウ等を生かし、地域・社会の課題に応じて県民活動団体等と連携する機会の創出

● 経営者や従業員の専門性を生かしたプロボノ※の促進【再掲】
・県民活動支援機関等と連携したノウハウや事例の紹介
・スーパーネット※における事業者（企業）情報と県民活動団体情報の発信

● 寄附事例の紹介や PR など寄附を促す仕組みづくり

（５）若者と多様な主体の共創※による地域課題解決活動の推進（P28 再掲）

若者が地域課題の解決に主体的に取り組める機会を創出するとともに、多様な主体との連携・協働により、地域・社会課題解決活動を推進します。

【評価指標】

「県民活動団体と多様な主体との協働の推進」の評価指標として、大学生等の若年層が県民活動団体や事業者（企業）、大学等と連携・協働し、地域・社会の課題解決に取り組む「若年層が中心となるプロジェクト数」を設定します。

また、県民活動支援センターや市町民活動支援センター等のコーディネートを通じて、県民活動団体と事業者（企業・大学等の多様な主体との連携・協働に向けたマッチングが成立した件数を示す「企業・大学等の多様な主体とのマッチング件数」を設定します。

さらに、「『あいかさねっと※』等を通じたボランティア活動マッチング数」についても評価指標として位置付けます。

名　称	現状値	目標値
若年層が中心となるプロジェクト数	－	25 プロジェクト 《2026（令和８）～ 2030（令和 12）年度》
企業・大学等の多様な主体とのマッチング件数	－	100 件 《2026（令和８）～ 2030（令和 12）年度》
「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数（再掲）	1,690 人 《2022（令和４）～ 2025（令和７）年度》	2,100 人 《2026（令和８）～ 2030（令和 12）年度》

第５章　計画の推進

１　推進体制

計画の推進に当たっては、庁内関係部局、市町及び県民活動支援機関等と緊密な連携を図りながら、取り組んでいきます。

２　進行管理

毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴いて適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。

参 考 資 料

頁

■　用語解説　…… 44

■　山口県県民活動促進条例　…… 48

■　山口県県民活動支援センター条例　…… 51

用語解説

計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。な,お、用語の右側に付しているページ番号は、以下の用語が出てくるページを示しています。

あ

■ あいかさねっと 【P18,20,22,25,26,27,39,41】

ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）とボランティアをしてほしい団体をつなぐインターネット上のマッチングサイト。

■ ＳＮＳ 【P19,20,22,27】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。代表的なものとして、「LINE（ライン）」、「Facebook（フェイスブック）」、「X（エックス）（旧Twitter）」、「Instagram（インスタグラム）」等がある。

■ ＮＰＯ法人ポータルサイト 【P35】

内閣府のホームページ上で、全国の NPO 法人の情報を発信しているサイト。NPO 法人自ら活動情報等を掲載できるほか、事業報告書の提出等をオンラインで行うことができる。

か

■ 共創 【P6,P18,P30,40】

県民活動団体、大学、事業所（企業）、行政などの多様な主体が、それぞれの特性や強みを生かし、協力して地域・社会の課題解決や新たな価値の創出に取り組むこと。

■ 休眠預金等の活用 【P35】

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（「休眠預金等活用法」）が 2018（平成 30）年 1 月に施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることや民間公益活動の担い手の育成と資金調達の環境整備を目的として、休眠預金等を民間団体が行う公益に資する活動に活用することとされた。

■ クラウドファンディング 【P35】

「こんなモノやサービスを作りたい」「世の中の問題をこんなふうに解決したい」といったアイデアやプロジェクトを持つ者が、インターネットを通じて、世の中に呼びかけ共感した人から広く資金を集める方法。

さ

■ **さぽ～とメール　【P27】**

イベントや助成金情報等、NPO の活動に役立つ内容や県民活動支援センターからのお知らせを毎月 1 回配信するメールマガジンのこと。

■ **ＣＳＲ　【P6】**

Corporate Social Responsibility の略で、社会において企業が果たすべき責任のこと。

■ **スーパーネット　【P19,27,40】**

県民や県民活動団体などを主な対象として、団体情報やイベント・募集情報、助成情報など、県民活動に関する各種情報を一元的に提供する、県内最大の県民活動情報サイト。

■ **ソーシャル・ビジネス　【P35】**

ビジネスとして収入を得ながら地域の課題解決を目指す取組のこと。事例として、高齢者等向けの買い物代行、子育て支援等がある。

た

■ **地域貢献賞　【P19】**

地域づくりの推進力となる多様な県民活動を促進するため、県民活動団体や社会貢献活動に取り組む事業者（企業）のうち、特に優れたものを表彰。

前身である、2000（平成 12）年度創設の「やまぐち県民活動パワーアップ賞」から通算すると、2026（令和 8）年度までに、132 者を表彰。

■ **庁内応援制度　【P39】**

職員のキャリア形成や新たな業務へのチャレンジを支援するとともに、全庁的な業務負担の平準化・効率化を図るため、所属部署の枠を超えて職員が他部署の業務を応援する制度。

は

■ **ファシリテーター　【P27,38,39,40】**

課題解決に向けた合意形成のため、中立的な立場で、県民活動団体と事業者（企業）、行政等多様な主体との協働をコーディネートする者。

■ **プロボノ　【P1,6,12,18,20,25,32,40】**

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動。

■ **プロボノコンシェルジュ　【P32】**

プロボノを行いたい個人（プロボノワーカー）と、プロボノ支援を受けたい団体のマッチングや連絡調整を行う者。

■ **プロボノワーカー　【P12,32,35】**

プロボノに携わるボランティアのこと。

■ **プロボノワーカーバンク　【P27,32,39】**

プロボノを行いたい個人（プロボノワーカー）が登録する人材バンクのこと。

■ **ボランティア休暇　【P6,20,25】**

従業員が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇のこと。「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもある。

■ **ボランティア・チャレンジ　【P19】**

2018（平成 30）年の「山口ゆめ花博」の開催にあわせ、県全体でのボランティア活動の拡大を狙いとして始めたもの。参加申込者には、帽子やのぼり旗の貸出しを行い、ボランティア活動の様子をイベント等で展示・紹介することを通じ、ボランティア活動の普及啓発を実施。

■ **ボランティア・チャレンジ実行委員会　【P19】**

若年層のボランティア活動への一層の参加促進等を図るため、大学生等を対象とした県民活動団体の活動紹介や「ボランティア・チャレンジ」の普及啓発など、必要な事業を行う組織。2026（令和 8）年度時点では、県、山口大学、梅光学院大学及び県民活動支援センターが構成団体。

ま

■ **メールマガジン　【P27】**

発信者が登録者にメールで定期的に情報を配信する情報発信形式の一つ。

■ **モデル事業所　【P19】**

地域に密着した社会貢献活動を実施し、今後も継続的に行う予定であり、従業員のボランティア活動に対して理解を示している県内の民間事業所等を指定。

制度創設の 1996（平成８）年度から 2026（令和 8）年度までに、129 事業所を指定。

や

■ **山口県の地域連携教育　【P20】**

人づくりと地域づくりの好循環の創出をめざして、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育。

■ **山口県高校生ボランティアバンク　【P20,38】**

ボランティア活動を希望する高校生と、高校生の力を必要としている地域の方々とをつなぐ仕組み。

■　やまぐち県民活動促進実行委員会　【P19】

県民活動の一層の促進を図るため、県民活動の普及啓発や県民活動団体と事業者（企業）、行政等多様な主体との協働に関することなど、必要な事業を行う組織。県、山口きらめき財団、県民活動支援センターが構成団体。

■　やまぐち県民活動ユース　【P19】

若者の県民活動への理解と参加を促進するため、学生が主体となって県民活動に関する情報や活動の様子などを発信し、県民活動の魅力を伝える Instagram アカウント。

山口県県民活動促進条例（平成14年3月22日山口県条例第4号）

山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。

一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。

このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。

こうした中、西暦２００１年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限りない可能性が証明された。

この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

２　この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

二　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

三　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

四　営利を目的とするものでないこと。

（基本理念）
第３条　県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。
２　県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。
３　県民活動の促進に当たっては、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

（県の責務）
第４条　県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）
第５条　県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

（事業者の配慮）
第６条　事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

（県民活動団体の責務）
第７条　県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

（県民の理解）
第８条　県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

（基本計画）
第９条　知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
４　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県県民活動審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（拠点の整備）
第 10 条　県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

（財政上の措置）
第 11 条　県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（税制上の措置）
第 12 条　県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるように努めるものとする。

（県民活動促進期間）
第 13 条　県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

（年次報告）
第 14 条　知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

（山口県県民活動審議会）
第 15 条　県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。
２　審議会は、委員２０人以内で組織する。
３　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
一　学識経験のある者
二　県民活動団体を代表する者
三　事業者を代表する者
四　市町の長を代表する者
４　前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

山口県県民活動支援センター条例（平成14年3月22日山口県条例第5号）

（設置）

第１条　県民活動を支援するため、県民活動支援センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　県民活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	位　置
やまぐち県民活動支援センター	山口市

（業務）

第３条　やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

一　県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

二　県民活動に関する相談及び助言に関すること。

三　県民活動に関する研修に関すること。

四　県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。

五　県民活動に関する調査及び研究に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

（開館日）

第４条　県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一　月曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第５条　県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

２　知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

（利用の拒否）

第６条　知事は、県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

一　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二　知事の指示に従わないとき。

（弁償）

第７条　利用者は、県民活動支援センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第８条　県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一　第三条各号に掲げる業務に関すること。

二　第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三　第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四　第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。

五　施設及び設備の維持管理に関すること。

２　指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

３　指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

４　指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

第９条　知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

２　前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

３　第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一　事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

二　事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三　応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

５　知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

６　知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

７　知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

８　知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第10条　知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第11条　知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（その他）

第12条　この条例に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、知事が定め

資料４

骨子案に対する委員からの主な御意見への対応状況（意見票によるものを含む）

番号	委員からの御意見	御意見への対応状況	ページ
1	・パブリックコメントについて、県民に分かりやすく、意見を出しやすい方法で実施してほしい。	・パブリックコメントの実施に当たっては、県ホームページ（広報公聴課、県民生活課）への掲載や記者配布等により広く周知するとともに、県民に分かりやすい資料を掲載するなど、意見を提出しやすいよう工夫して実施する予定。	－
2	【基本方針１】 ライフステージに応じた県民活動への参加促進 ・学生だけでなく、子育て世代など、働きながら地域に関わりたい人や、自分の経験・スキルを活かして地域に貢献したい人を県民活動につなげる仕組みが必要。（県職員含む）	・次期計画では、若者に限らず、子育て世代や社会人など、ライフステージに応じた県民活動への参加促進を図ることとしている。 ・特に、仕事や子育て等と両立しながら、これまでの経験やスキルを活かして地域に関わることができるよう、プロボノなど多様な関わり方について普及啓発を進めていく。 ・また、県職員についても、地域の一員として県民活動への理解を深め、自らの経験やスキルを活かして地域に貢献することができるよう県民活動への参加意識の醸成を図っていく。	２０ ３９
3	【基本方針１】 ライフステージに応じた県民活動への参加促進 ・学生が県民活動に参加しやすくなるよう、学校におけるボランティア活動の取扱いや、活動実績を証明・蓄積できる仕組みなど、参加するメリットを高める取組が必要。また、市町単位の制度では市外から参加する学生への対応が難しいため、県全体で利用できるボランティア保険等の仕組みがあるとよい。	・学生をはじめとする若者が県民活動に参加しやすい環境づくりは重要と考えている。 ・御提案の活動実績を証明・蓄積する仕組みやボランティア保険等については、今後、若者の参加促進に向けた施策を検討する上での参考とさせていただく。	２０

資料４

番号	委員からの御意見	御意見への対応状況	ページ
4	【基本方針１】 **「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化** ・「あいかさねっと」の登録企業数は現在 28 社程度にとどまっている。企業等の登録を促進し、協働につなげるためには、企業等が求める協力や提供できる協力の内容を見える化し、協働相手を探しやすくする仕組みが必要ではないか。	・「あいかさねっと」について、県民活動団体の活動内容や求める協力等の情報をわかりやすく発信し、企業等が自らの関心や強みを生かせる活動を探しやすくなるよう、情報の充実を図っていく。 ・また、企業等に対しては、「あいかさねっと」の活用方法や事例等の情報提供を行い、登録・利用を促進するとともに、県民活動団体との交流・マッチング機会の充実を図っていく。	２２
5	【基本方針１】 **「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化** ・登録後に「次に何をすればよいのか」「どのように活用すればよいのか」が分かりにくいとの声があるため、登録後の活用を促す取組が必要。	・「あいかさねっと」の登録者が、登録後に具体的な活動につなげられるよう、利用方法や活動参加までの流れを分かりやすく示すとともに、登録団体への募集情報の掲載の働きかけや活用事例の発信など、利用促進に向けた取組を進めてまいる。	２２
6	【基本方針１】 **「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化** ・マッチング件数を増やすだけでなく、マッチング後の活動につながるなど、マッチングの質を高める取組が必要。	・「あいかさねっと」については、マッチング件数だけでなく、マッチング後に実際の活動につながることが重要と考えている。 ・このため、活動の成立状況や活動後の様子を分かりやすく発信するとともに、利用者の声等も踏まえながら、マッチングの質の向上に向けた取組を検討していく。	２２

資料４

番号	委員からの御意見	御意見への対応状況	ページ
7	**【基本方針２】** **<u>プロボノの持続的な活用の推進</u>** ・県内にもスキルを持ち、ボランティア休暇等を活用して地域に貢献したい人がいるため、県内のプロボノ人材を発掘・活用する仕組みを充実させてほしい。	・次期計画では、社会人の県民活動への参加の一つとして、プロボノ活動を位置付け、県内の専門的な知識や経験を持つ人材の確保・掘り起こしを進めることとしている。 ・企業等にもプロボノ活動について普及啓発、事例共有等を行い、仕事で培ったスキルを活かして地域に貢献する人材の拡大を図っていく。	３２
8	**【指　標】** ・「若年層の参加割合が３割以上を占める団体」の指標が未達成となった理由を踏まえ、次期計画ではどのように考えるのか。	・現行指標は、団体の構成員に占める若年層の割合を測るものであるが、若年層の県民活動への参加が広がる一方、体験的・単発的な参加にとどまり、継続的な活動メンバーとして定着するまでには至っていない状況もあると考えている。 ・このため、次期計画では、従来の「団体の構成員」という捉え方だけでなく、若者が地域課題に関わるプロジェクトなど、多様な関わり方や新たな活動につながる取組を進めるとともに、その成果を把握できる指標を設定することとしている。	４１
9	**【基本方針１】** **<u>県民活動の魅力発信と参加促進</u>**　**（意見票）** ・骨子案 P8 に記載されている「県に期待する支援策」において、約２割が「公共施設の利用料割引や優先利用」に賛同していることから、県民活動への参加に応じてポイントを付与し、一定のポイントが貯まれば公共施設の利用料割引や優先利用等につながるような仕組みを検討してはどうか。	・県民活動への参加を促進するためには、参加への動機付けや、活動を続けやすい環境づくりも重要であると考えている。 ・御提案の仕組みについては、参加促進の手法の一つとして、今後の施策を検討する上での参考とさせていただく。	-

資料４

番号	委員からの御意見	御意見への対応状況	ページ
10	**【基本方針２】** **<u>市町等との協働推進</u>（意見票）** ・市町職員の県民活動に対する理解や支援の充実を図るため、県主催による市町職員向けの研修を実施してほしい。市民活動支援センターを民間委託している市町では、職員が県民活動について学ぶ機会が少ないのではないか。	・市町職員が県民活動への理解を深めることは、地域における県民活動の支援を進める上で重要であると考えている。 ・このため、県民活動支援センターが実施する研修や、県と市町との情報共有の機会等を活用し、市町職員の理解促進を図るとともに、市町や支援機関との連携を進めていく。	２７ ４０